

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成28年4月1日  
(第37期) 至 平成29年3月31日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス

(E04859)

第37期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

# 有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス

# 目 次

頁

## 第37期 有価証券報告書

### 【表紙】

第一部 【企業情報】 .....	1
第1 【企業の概況】 .....	1
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2 【沿革】 .....	3
3 【事業の内容】 .....	5
4 【関係会社の状況】 .....	7
5 【従業員の状況】 .....	9
第2 【事業の状況】 .....	10
1 【業績等の概要】 .....	10
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	12
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 .....	13
4 【事業等のリスク】 .....	14
5 【経営上の重要な契約等】 .....	15
6 【研究開発活動】 .....	15
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	15
第3 【設備の状況】 .....	17
1 【設備投資等の概要】 .....	17
2 【主要な設備の状況】 .....	17
3 【設備の新設、除却等の計画】 .....	18
第4 【提出会社の状況】 .....	19
1 【株式等の状況】 .....	19
2 【自己株式の取得等の状況】 .....	44
3 【配当政策】 .....	45
4 【株価の推移】 .....	45
5 【役員の状況】 .....	46
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 .....	49
第5 【経理の状況】 .....	54
1 【連結財務諸表等】 .....	55
2 【財務諸表等】 .....	97
第6 【提出会社の株式事務の概要】 .....	109
第7 【提出会社の参考情報】 .....	110
1 【提出会社の親会社等の情報】 .....	110
2 【その他の参考情報】 .....	110
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	111

監査報告書

内部統制報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月26日
【事業年度】	第37期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）
【会社名】	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
【英訳名】	SQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松田 洋祐
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
【電話番号】	03（5292）8100
【事務連絡者氏名】	最高財務責任者 渡邊 一治
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
【電話番号】	03（5292）8100
【事務連絡者氏名】	最高財務責任者 渡邊 一治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	147,981	155,023	167,891	214,101	256,824
経常損益(△は損失) (百万円)	△4,378	12,534	16,984	25,322	31,128
親会社株主に帰属する当期 純損益(△は損失) (百万円)	△13,714	6,598	9,831	19,884	20,039
包括利益 (百万円)	△11,881	9,045	13,427	16,951	18,969
純資産額 (百万円)	121,636	127,676	155,314	168,783	181,904
総資産額 (百万円)	202,509	216,617	211,938	232,731	243,859
1株当たり純資産額 (円)	1,043.62	1,095.78	1,267.24	1,376.93	1,485.56
1株当たり当期純損益金額 (△は損失) (円)	△119.19	57.28	84.34	163.04	164.20
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	57.19	84.20	162.72	163.92
自己資本比率 (%)	59.3	58.3	72.9	72.2	74.4
自己資本利益率 (%)	—	5.4	7.0	12.3	11.5
株価収益率 (倍)	—	37.1	30.5	18.7	19.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	110	21,698	8,132	20,184	25,537
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△9,189	△5,962	△1,876	△4,773	△7,164
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,481	△3,438	△22,105	△141	△5,807
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	98,822	113,507	103,147	115,375	127,395
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	3,782 (2,031)	3,581 (2,026)	3,864 (1,823)	3,924 (1,531)	4,078 (1,431)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第33期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月
営業収益 (百万円)	1,728	1,545	2,255	2,044	11,394
経常利益 (百万円)	1,020	562	1,308	770	7,770
当期純損益 (△は損失) (百万円)	△12,281	△445	△276	4,693	8,271
資本金 (百万円)	15,204	15,368	23,680	23,753	23,828
発行済株式総数 (千株)	115,370	115,575	122,232	122,299	122,373
純資産額 (百万円)	107,240	103,568	116,790	117,728	120,386
総資産額 (百万円)	146,092	141,705	119,753	122,312	123,418
1株当たり純資産額 (円)	926.31	895.47	955.22	962.03	982.60
1株当たり配当額 (円)	30.00	30.00	30.00	48.00	50.00
(内1株当たり 中間配当額)	(10.00)	(10.00)	(10.00)	(10.00)	(10.00)
1株当たり当期純損益金額 (△は損失) (円)	△106.73	△3.87	△2.37	38.49	67.78
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	38.41	67.66
自己資本比率 (%)	73.0	72.8	97.3	95.9	97.2
自己資本利益率 (%)	—	—	—	4.0	7.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	79.0	46.5
配当性向 (%)	—	—	—	124.7	73.8
従業員数 (人)	16	22	21	19	17
[外、平均臨時雇用者数]	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第33期、第34期及び第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第33期、第34期及び第35期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

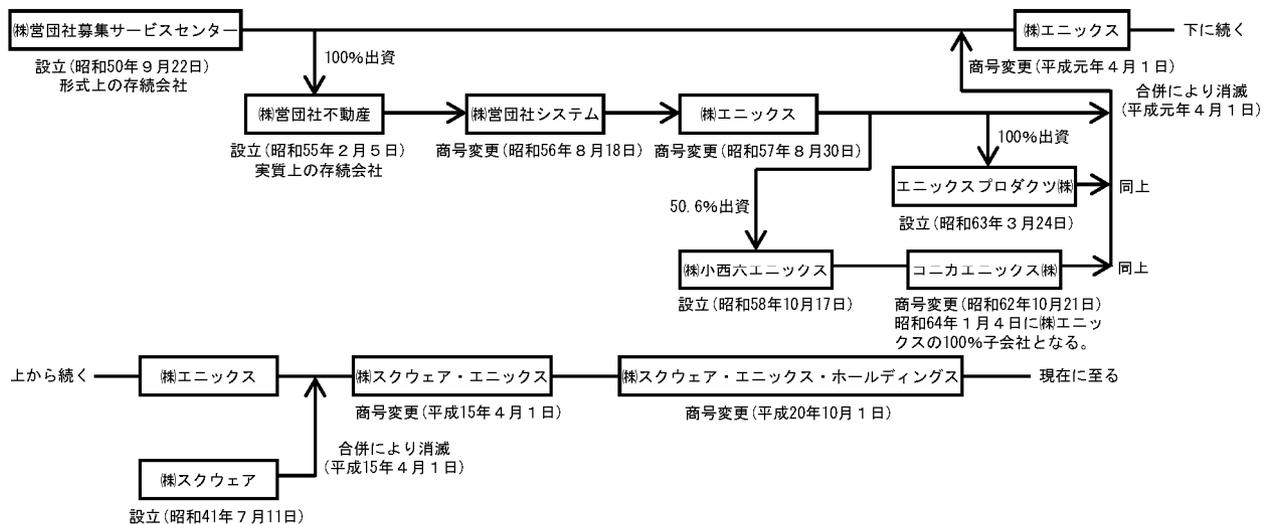
## 2 【沿革】

当社（形式上の存続会社である株式会社営団社募集サービスセンター、昭和50年9月設立、資本金100万円）は、平成元年4月1日を合併期日として、旧・株式会社エニックス、コニカエニックス株式会社及びエニックスプロダクツ株式会社を、経営の合理化を目的として吸収合併しました。

合併前の当社は休業状態であり、法律上消滅した旧・株式会社エニックスが実質上の存続会社であるため、以下は、実質上の存続会社および合併後の株式会社エニックスに関する記載をしております。

昭和55年2月	株式会社営団社募集サービスセンターの100%出資により、不動産売買及び仲介を目的として株式会社営団社不動産を設立 (資本金500万円、東京都港区虎ノ門三丁目18番12号)
昭和56年8月	商号を株式会社営団社システムに変更 本店を東京都新宿区西新宿七丁目15番10号に移転
昭和57年8月	商号を株式会社エニックスに変更
昭和58年10月	株式会社小西六エニックスを小西六写真工業株式会社他との共同出資により設立(資本金6,000万円、東京都北区、設立時の当社の出資比率は50.6%、昭和59年6月より49%、昭和62年10月商号をコニカエニックス株式会社に変更)
昭和59年1月	本店を東京都新宿区西新宿七丁目1番8号に移転
昭和61年4月	本店を東京都新宿区西新宿八丁目20番2号に移転
昭和63年3月	出版物およびキャラクター商品の開発・販売を目的としてエニックスプロダクツ株式会社を設立 (資本金3,000万円、100%出資、東京都新宿区)
平成元年4月	経営の合理化を目的として、株式会社営団社募集サービスセンター、コニカエニックス株式会社及びエニックスプロダクツ株式会社と合併し商号を株式会社エニックスとする 本店を東京都新宿区西新宿七丁目5番25号に移転
平成3年2月	当社株式が、社団法人日本証券業協会に店頭登録銘柄として登録となる
平成3年10月	㈱デジタルエンタテインメントアカデミー設立
平成8年8月	本店を東京都渋谷区代々木四丁目31番8号に移転
平成11年8月	当社株式が東京証券取引所市場第1部に上場
平成11年11月	ENIX AMERICA INC. 設立
平成15年4月	株式会社エニックスと株式会社スクウェアが合併し商号を株式会社スクウェア・エニックスとする
平成15年8月	本店を東京都渋谷区代々木三丁目22番7号に移転
平成16年7月	北米及び欧州子会社に新経営体制を導入。併せて、商号を各々SQUARE ENIX, INC.、SQUARE ENIX LTD.へ変更し、グローバル市場におけるコーポレートブランドを統一
平成17年1月	当社100%出資により、SQUARE ENIX (China) CO., LTD. (中国・北京市)を設立
平成17年9月	株式会社タイトーを連結子会社化(平成18年3月完全子会社となる。)
平成18年11月	北米における当社グループ会社を統括する持株会社として、SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. (米・カリフォルニア州ロスアンゼルス)を設立
平成20年10月	持株会社体制へ移行し、商号を株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスとする
平成21年4月	Eidos plcを完全子会社化
平成24年10月	本店を東京都新宿区新宿六丁目27番30号に移転

形式上の存続会社および実質上の存続会社等の設立から合併に至る経緯



### 3 【事業の内容】

当社グループの主な事業内容とグループを構成している主要各社の位置付けは以下のとおりであります。

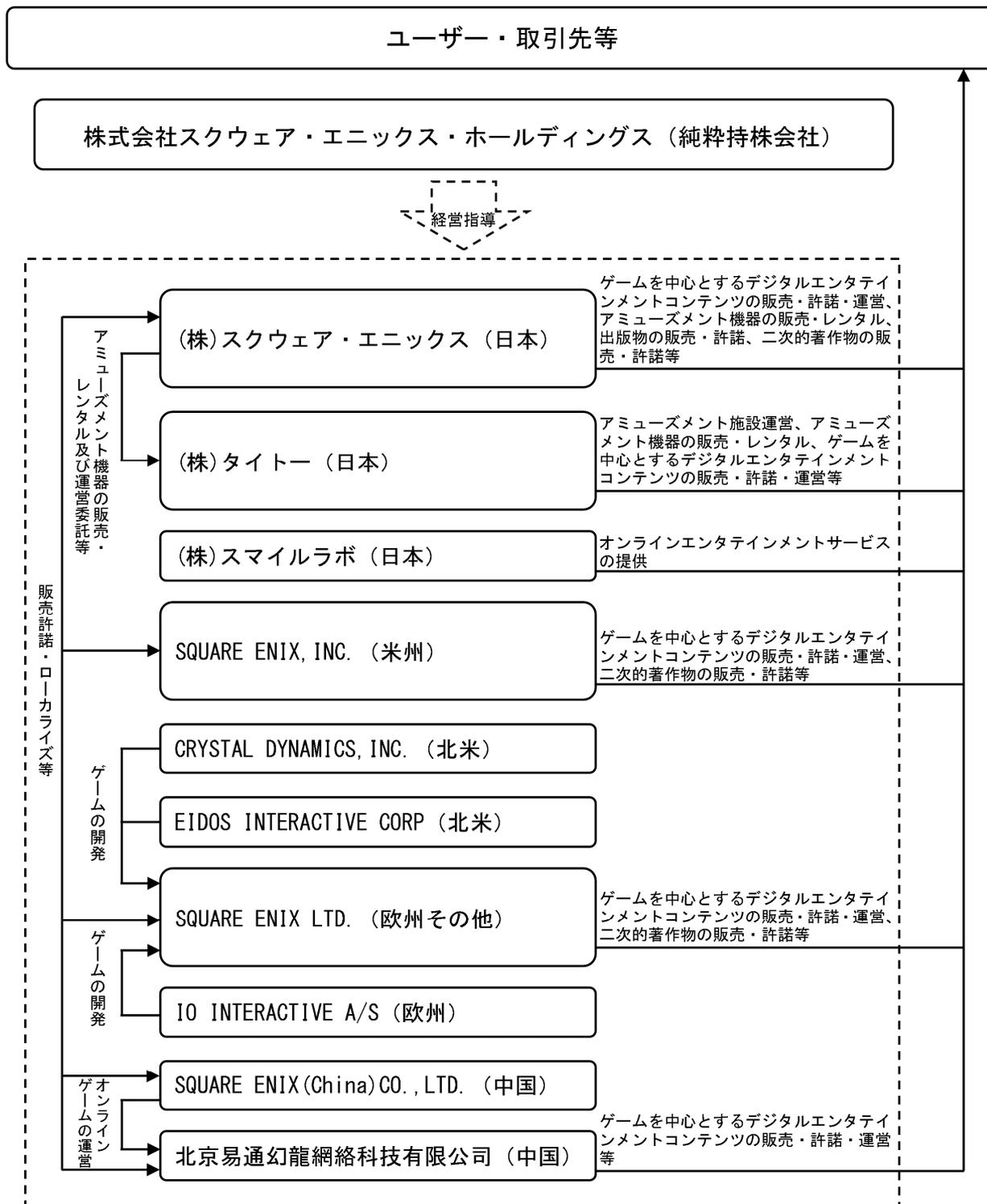
なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

(連結対象会社)

セグメントの名称	主要な事業内容	地域	会社名
デジタル エンタテイン メント事業	コンピュータゲームを中心とするデジ タルエンタテインメントコンテンツの 企画、開発、販売、販売許諾、運営等	日本	株式会社スクウェア・エニックス 株式会社タイトー 株式会社スマイルラボ
		米州	SQUARE ENIX, INC. CRYSTAL DYNAMICS, INC. EIDOS INTERACTIVE CORP.
		欧州その他	SQUARE ENIX LTD. IO INTERACTIVE A/S
		アジア	SQUARE ENIX (China) CO., LTD. 北京易通幻龍網絡科技有限公司
アミューズ メント事業	アミューズメント施設運営、アミュー ズメント機器の企画・開発・製造・販 売・レンタル等	日本	株式会社タイトー 株式会社スクウェア・エニックス
出版事業	コミック雑誌、単行本、ゲーム関連書 籍等の出版、許諾等	日本	株式会社スクウェア・エニックス
		米州	SQUARE ENIX, INC.
		欧州その他	SQUARE ENIX LTD.
ライツ・ プロパティ等 事業	二次的著作物の企画、制作、販売及び 販売許諾等	日本	株式会社スクウェア・エニックス 株式会社タイトー
		米州	SQUARE ENIX, INC.
		欧州その他	SQUARE ENIX LTD.

(注) 上記事業系統図は、主要な連結対象会社について記載しております。

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



(注) 上記事業系統図は、主要な連結対象会社について記載しております。

#### 4 【関係会社の状況】

##### (1) 連結子会社

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.	米国カリフォルニア州	1米ドル	米州における当社グループ会社の株式・持分保有及び事業管理	100.0	経営指導、 役員の兼任
SQUARE ENIX LTD.	英国 ロンドン市	145百万英ポンド	欧州等における当社グループ会社の株式・持分保有及び事業管理、並びに欧州その他市場におけるデジタルエンタテインメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業	100.0	経営指導、 資金貸付、 役員の兼任
株式会社スクウェア・エニックス	東京都新宿区	1,500百万円	デジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業	100.0	経営指導、 商標使用許諾、 資金貸付、 役員の兼任
株式会社タイトー	東京都新宿区	50百万円	デジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業及びライセンス・プロパティ等事業	100.0	経営指導、 役員の兼任
株式会社スマイルラボ	東京都渋谷区	10百万円	オンラインエンタテインメントサービスの提供	100.0	—
SQUARE ENIX, INC.	米国カリフォルニア州	10百万米ドル	米州市場におけるデジタルエンタテインメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業	100.0 (100.0)	役員の兼任
SQUARE ENIX (China) CO., LTD.	中国北京市	12百万米ドル	中国市場におけるデジタルエンタテインメント事業	100.0	役員の兼任
CRYSTAL DYNAMICS, INC.	米国カリフォルニア州	40百万米ドル	ゲームの開発	100.0 (100.0)	役員の兼任
EIDOS INTERACTIVE CORP.	カナダ ケベック州	6百万カナダドル	ゲームの開発	100.0 (100.0)	役員の兼任
IO INTERACTIVE A/S	デンマーク コペンハーゲン市	656千デンマーク クローネ	ゲームの開発	100.0 (100.0)	役員の兼任
その他14社					

(注) 1 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

2 株式会社スクウェア・エニックス、SQUARE ENIX LTD. 及びCRYSTAL DYNAMICS, INC. は、特定子会社に該当しております。

- 3 株式会社スクウェア・エニックスについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	163,641百万円
	(2) 経常利益	14,904百万円
	(3) 当期純利益	11,359百万円
	(4) 純資産額	89,121百万円
	(5) 総資産額	123,163百万円

- 4 株式会社タイトーについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	38,951百万円
	(2) 経常利益	2,656百万円
	(3) 当期純利益	1,497百万円
	(4) 純資産額	31,271百万円
	(5) 総資産額	40,685百万円

- 5 SQUARE ENIX LTD. については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	40,751百万円
	(2) 経常利益	285百万円
	(3) 当期純利益	278百万円
	(4) 純資産額	△42,310百万円
	(5) 総資産額	34,422百万円

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
デジタルエンタテインメント事業	3,186	(268)
アミューズメント事業	384	(1,155)
出版事業	155	(-)
ライツ・プロパティ等事業	32	(-)
報告セグメント計	3,757	(1,423)
全社（共通）	321	(8)
合計	4,078	(1,431)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。  
 2 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
17（-）	45.9	4.0	13,651,554

セグメントの名称	従業員数（人）	
デジタルエンタテインメント事業	-	(-)
アミューズメント事業	-	(-)
出版事業	-	(-)
ライツ・プロパティ等事業	-	(-)
報告セグメント計	-	(-)
全社（共通）	17	(-)
合計	17	(-)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。  
 2 従業員数には使用人兼務役員は含まれておりません。  
 3 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。  
 4 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であり、特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当社グループは、報告セグメントをデジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、出版事業及びライツ・プロパティ等事業と定め、各々のセグメントにおいて、事業基盤の強化と収益力の向上に努めております。

当連結会計年度の業績は、売上高は256,824百万円(前年同期比20.0%増)、営業利益は31,295百万円(前年同期比20.3%増)、経常利益は31,128百万円(前年同期比22.9%増)となりました。

なお、当社完全子会社であるデンマーク法人IO INTERACTIVE A/Sについて、その事業から撤退する方針を決定しました。これにより、主に同事業に係るコンテンツ制作勘定の処分、無形資産の減損損失等4,898百万円を特別損失として計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は20,039百万円(前年同期比0.8%増)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### ① デジタルエンタテインメント事業

ゲームを中心とするデジタルエンタテインメント・コンテンツの企画、開発、販売及び運営を行っております。デジタルエンタテインメント・コンテンツは、顧客のライフスタイルにあわせて、家庭用ゲーム機(携帯ゲーム機含む)、PC、スマートデバイス等、多様な利用環境に対応しています。

当連結会計年度は、家庭用ゲーム機向けタイトルにおいて、「ファイナルファンタジーXV」、PlayStation®4版「RISE OF THE TOMB RAIDER」などの複数の大型新作を発売したほか、過去に発売したタイトルのダウンロード販売なども好調だったため、売上高・営業利益とも前年同期よりも大幅に増加しました。

多人数参加型オンラインロールプレイングゲームにおいては、前年同期に拡張版ディスクの発売があったことから、当連結会計年度の売上高・営業利益とも前年同期比で大幅に減少しておりますが、課金収入は安定的に推移しております。

また、スマートデバイス・PCブラウザ等をプラットフォームとしたコンテンツにおいて、「ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス」、「星のドラゴンクエスト」、「ドラゴンクエストモンスターズ スーパーライト」等、従来のタイトル群が好調に推移したことに加えて、「ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス」、「キングダム ハーツ ユニオン クロス」等の海外展開が収益に寄与しました。

当事業における当連結会計年度の売上高は199,016百万円(前年同期比25.2%増)となり、営業利益は33,310百万円(前年同期比21.3%増)となりました。

#### ② アミューズメント事業

アミューズメント施設の運営、並びにアミューズメント施設向けの業務用ゲーム機器・関連商製品の企画、開発及び販売を行っております。

当連結会計年度は、「ガンズリンガー ストラトス3」、「ラブライブ! スクールアイドル フェスティバル ～after school ACTIVITY～」などのアミューズメント機器の販売が好調であった他、効率的な店舗運営に努め、業績は堅調に推移しております。

当事業における当連結会計年度の売上高は42,757百万円(前年同期比3.9%増)となり、営業利益は3,669百万円(前年同期比8.0%減)となりました。

#### ③ 出版事業

コミック雑誌、コミック単行本、ゲーム関連書籍等の出版、許諾等を行っております。

当連結会計年度は、デジタルエンタテインメント事業で発売した大型タイトルのゲームガイドブックの販売は好調でしたが、他のコミック単行本等の売上が減少しました。

当事業における当連結会計年度の売上高は10,041百万円(前年同期比0.7%増)となり、営業利益は2,429百万円(前年同期比7.1%増)となりました。

#### ④ ライツ・プロパティ等事業

主として当社グループのコンテンツに関する二次的著作物の企画・制作・販売及びライセンス許諾を行っております。

当連結会計年度は、自社コンテンツのキャラクターグッズ、サウンドトラック等の販売・許諾等が堅調に推移しました。

当事業における当連結会計年度の売上高は6,451百万円(前年同期比41.9%増)となり、営業利益は2,150百万円(前年同期比41.7%増)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ12,019百万円増加して、127,395百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は25,537百万円（前年同期比26.5%増）となりました。

これは、税金等調整前当期純利益25,846百万円、減価償却費6,270百万円及びたな卸資産4,257百万円の減少等によるものであり、全体としては資金が増加しました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は7,164百万円（前年同期比50.1%増）となりました。

これは主として、有形固定資産の取得による支出5,785百万円、及び無形固定資産の取得による支出851百万円によるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は5,807百万円（前期は141百万円の支出）となりました。

これは主として、配当金の支払額5,849百万円によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループの生産は同種の商製品であっても一様でないため、セグメントごとに生産規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

### (2) 仕入実績

仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前年同期比 (%)
デジタルエンタテインメント事業 (百万円)	20,804	37.7
アミューズメント事業 (百万円)	11,269	△5.0
出版事業 (百万円)	2,103	△4.4
ライツ・プロパティ等事業 (百万円)	2,639	86.2
合計 (百万円)	36,816	20.4

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (3) 受注状況

当社グループは受注による生産は行っておりません。

### (4) 販売実績

販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前年同期比 (%)
デジタルエンタテインメント事業 (百万円)	199,016	25.2
アミューズメント事業 (百万円)	42,747	3.9
出版事業 (百万円)	9,974	0.6
ライツ・プロパティ等事業 (百万円)	5,085	24.6
合計 (百万円)	256,824	20.0

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 経営方針

当社グループは、高度で良質なコンテンツの制作・提供を通じて幅広い方々に夢と感動をお届けすることを基本方針としております。また、会社を持続的に成長・発展させ、株主の皆様へ報いるため、顧客ニーズと事業環境の変化に即応する柔軟性と効率性を重視した経営の推進により、利益が最大になるよう努めてまいります。

#### (2) 経営戦略等

当社グループは、高度で良質なコンテンツの創造を通じて、収益性を維持しつつ中長期的な成長を実現していくことを目指しております。現在、ITや通信環境の発展・普及により、多機能端末とネットワークを前提とするデジタルエンタテインメントに対する顧客ニーズが高まるとともに、コンテンツの提供形態やビジネスモデルが多様化するなど、デジタルエンタテインメントの産業構造が大きく変化しています。また、事業対象地域も、日本、欧米、東アジア等の既存主要市場に加え、中南米、中近東、南アジアなどに拡大しております。当社グループは、これらの変化に適時・柔軟に即応し、新しい時代のデジタルエンタテインメントを切り拓いてまいります。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、利益を伴った成長を実現することを重視しております。そのため、売上高3,000～4,000億円、営業利益400～500億円を中期的に達成することを当面の経営目標としております。

#### (4) 経営環境

家庭用ゲーム機向けソフト市場では、欧米市場における競争激化・上位集中が進む一方、新型ゲーム機「Nintendo Switch」やバーチャルリアリティシステムの発売などにより、新たな市場拡大が期待されています。また、「デジタル」と呼ばれるダウンロード販売によるゲーム本編や追加コンテンツの提供が急速に普及し、家庭用ゲーム機向けソフト市場の流通形態が変化しつつあります。

スマートデバイス向けなどのデジタルゲーム市場は、スマートフォンの性能向上により、より豊かなゲーム体験に対する顧客ニーズが高まり、ゲーム設計やビジネスモデルが多様化しつつあります。市場規模も、欧米・アジア地域の伸長が牽引して、世界的に拡大を続けています。

アミューズメント市場は、国内のゲーム施設売上高の既存店前年比で見ると、100%前後で安定的に推移しております。「eスポーツ」と呼ばれる対戦ゲームイベントの興隆に伴い、アーケードゲームに対する関心が高まりつつあり、新たな事業機会の可能性が広がっております。

出版事業は、従来のペーパーメディアの出版に頭打ち感が見られる一方、電子書籍が急速に普及しつつあります。また、アニメーション化、映画化、舞台化等のマンガ・コンテンツの二次利用の機会も拡大しております。

上記の通り、当社グループを取り巻く経営環境は、様々な分野において構造的な変化が世界的規模で進行しており、それらを適時的確に把握して迅速かつ柔軟に対応していくことが求められております。

#### (5) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略を実現するため、新興市場開拓を中心とした国際的な事業展開、多様な顧客ニーズに合致したエンタテインメント・コンテンツ／サービスの提供、それらに対応する人材の育成・獲得等が当社グループの対処すべき重要な課題であります。

#### 4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績に影響を与える可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、将来に関する事項は、当該有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 経済環境の変化

消費者の需要を減退させるような経済情勢の著しい低迷は、当社グループの扱っているエンタテインメント分野の製品・サービスに対する支出を減少させる恐れがあり、これによって当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

##### (2) デジタルエンタテインメント市場における顧客嗜好の変化、技術革新の急速な進展等に対する当社の対応能力

「中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題」に記載した課題に当社グループが適時的確に対応できない場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

##### (3) プラットフォームの変化及び対応

当社グループの主にデジタルエンタテインメント事業は、家庭用ゲーム機、スマートフォン、タブレットPC等のいわゆるプラットフォームの多様化、高機能化、世代交代等に伴い、コンテンツの提供形態やビジネスモデルが大きく変化し、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

##### (4) 新しいコンテンツ・サービスの創造や海外展開を核とする当社の成長戦略を担う人材の確保

当社グループの事業環境は大きく変わりつつあります。このような環境変化に当社グループの適時的確な人材の確保が追いつかない場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

##### (5) 国際的事業展開

当社グループは、国際的な事業展開を進めておりますが、当社グループが海外事業を展開している国における市場動向、政治・経済、法律・規制、社会情勢、文化、宗教、習慣その他の要因によって、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

##### (6) 情報・ネットワークシステム

当社グループでは業務運営に必要な情報・ネットワークシステムを適切に構築・運用管理しておりますが、システム障害や運用ミスなどにより、業務運営に支障をきたし、機会損失や追加的費用が発生する可能性があります。また、当社グループでは、情報・ネットワークシステムへの不正アクセスやコンピューターウィルス感染などの所謂セキュリティ・インシデントに対する堅固な予防・防御策を導入・構築しておりますが、万一、かかる対策によっても防止し得ないセキュリティ・インシデントが発生した場合、業務運営に支障をきたし、機会損失や追加的費用が発生する可能性があるだけでなく、当社グループの顧客及び従業員の個人情報を含む営業秘密が社外へ漏洩し、追加的費用の発生や当社グループの社会的信用の低下を招くおそれがあります。

##### (7) 個人情報の管理

個人情報保護法の施行に伴い、個人情報の厳重な社内管理体制を整備するとともに、役員・社員に対する個人情報保護に係る教育も随時実施しております。しかし、上記(6)で述べたようなセキュリティ・インシデントが発生し、個人情報が社外へ漏洩した場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

##### (8) 為替リスク

当社グループは、北米・欧州・アジアに在外連結子会社を所有しております。当該子会社において獲得した現地通貨は、主として現地での決済に使用するほか、現地での投資に振り向けることから、実質的な為替リスクは軽減されております。しかしながら、外貨建ての在外連結子会社の売上、費用、資産等は、連結財務諸表の作成時に円換算するため、換算時の為替レートが予想を越えて大幅に変動した場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

##### (9) 風俗営業法

ゲーム施設運営事業は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及びその関連法令により規制を受けております。その内容は、店舗開設及び運営に関する許認可、営業時間帯の制限、入場者の年齢制限、出店地域の規制、施設の構造・内装・照明・騒音等に関する規制などです。当社グループは、同法を遵守しつつ適正な店舗運営を行っておりますが、同法の規制が強化された場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

#### (10) 事故・災害

当社グループは、地震その他の大規模自然災害、火災、停電、システム・ネットワーク障害、テロ、感染症の流行、その他の事故・災害による影響を最小化するために、定期的な災害防止検査、設備点検、防災訓練などの対策を行っておりますが、激甚な事故・災害が発生した場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

#### (11) 訴訟等

当社グループは、事業の遂進にあたり、法令遵守及び第三者の権利尊重を徹底しておりますが、国内外の事業展開に伴い、米国における特許訴訟を中心に、争訟の当事者となるリスクを不可避免的に負っております。当社グループを相手取った訴訟などの争訟が提起された場合、当社グループに有利な条件で早期に解決する努力にも拘わらず、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

### 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 6 【研究開発活動】

当社グループは、ゲーム開発プロセスの効率化・高品質化を目的とした研究開発、ゲーム開発に係る先端技術の調査・研究を行っております。また、ゲームの新作タイトルの開発にあたっては、企画段階において様々な先端技術を用いた試作を行っております。

当連結会計年度においては、デジタルエンタテインメント事業において1,395百万円の研究開発費を計上しております。

### 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りが必要となります。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5 経理の状況 の連結財務諸表の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に下記の会計方針が連結財務諸表作成における重要な見積りの判断等に影響を及ぼすと考えております。

#### ① 収益の認識基準

当社グループの売上高は、販売基準に基づき、通常、商製品が出荷された時点又はサービスが提供された時点において、ロイヤリティ収入についてはライセンスからの計算報告書に基づいて、各々計上されております。ある特定のケースにおける売上計上基準の適用は、取引先との契約書の内容及び取扱商製品の種類に応じて決定しております。

#### ② 貸倒引当金

当社グループは、債権の貸倒による損失に備えて回収不能となる見積額を貸倒引当金として計上しておりますが、将来、取引先の財務状況が悪化し支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

#### ③ コンテンツ制作勘定

当社グループは、コンテンツ制作勘定の推定される将来需要及び市場状況に基づく時価の見積額が原価を下回っていると判断した場合には評価減をしております。また、実際の将来需要又は市場状況が経営者の見積りより悪化した場合は追加の評価減が必要となる可能性があります。

④ 投資の減損

当社グループは、金融機関や販売又は仕入に係る取引会社の株式を保有しております。これらは株式市場の価格変動リスクを負っている公開会社の株式及び株価の決定が困難である非公開会社の株式が含まれております。これら株式の連結会計年度末における時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が発生した場合は評価損の計上が必要となる可能性があります。

⑤ 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について、回収可能性が高いと考えられる金額を計上しております。将来の課税所得及び、慎重かつ実現可能性の高い継続的な税務計画を検討しておりますが、繰延税金資産の全部又は一部を将来実現できないと判断した場合は、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を費用として計上します。同様に計上金額を上回る繰延税金資産を今後回収できると判断した場合は、繰延税金資産への調整により当該判断を行った期間に利益を増加させることとなります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの経営成績は、1 業績等の概要 に記載のとおりであります。よって前記以外に当連結損益計算書に重要な影響を与えた要因は以下のとおりであります。

為替変動の影響

当連結会計年度において主に円と米ドル及び英ポンドによる為替レートの変動の影響をうけ358百万円の為替差損を計上しております。

(3) 財務政策、資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金及び設備投資資金につきましては、主として内部資金及び金融機関からの借入により調達しております。当連結会計年度末における当社グループの有利子負債は8,504百万円であります。自己資本比率は、74.4%となっており、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は127,395百万円（前年同期比12,019百万円の増加）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は25,537百万円（前年同期比26.5%増）となりました。

これは、税金等調整前当期純利益25,846百万円、減価償却費6,270百万円及びたな卸資産4,257百万円の減少等によるものであり、全体としては資金が増加しました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は7,164百万円（前年同期比50.1%増）となりました。

これは主として、有形固定資産の取得による支出5,785百万円、及び無形固定資産の取得による支出851百万円によるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は5,807百万円（前期は141百万円の支出）となりました。

これは主として、配当金の支払額5,849百万円によるものであります。

当社グループは、その健全な財務状態、営業活動によるキャッシュ・フローを生み出す能力により、その成長を維持し発展させていくために将来必要な運転資金及び設備投資資金を調達することが可能と判断しております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループは、長期的戦略に基づき将来的に利益の極大化が図れる分野に対して重点を置き、合わせて技術力の向上及び経営の効率化のための投資を行っております。当連結会計年度の設備投資は、6,962百万円であり、主なものは、アミューズメント事業に係る業務用ゲーム機器への投資、並びにデジタルエンタテインメント事業に係る開発機材及びデータセンターのネットワーク機器の購入によるものであります。セグメント別の内訳は、デジタルエンタテインメント事業2,479百万円、アミューズメント事業3,669百万円、出版事業5百万円、ライツ・プロパティ等事業37百万円及び全社769百万円であります。

#### 2【主要な設備の状況】

平成29年3月31日現在における各事業所の設備、投下資本ならびに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	合計 (百万円)	
本社 (東京都新宿区)	全社	本社設備等	301	21	— (—)	322	17 (—)

(注) 1 従業員数のうち臨時雇用者数は、年間平均人員を ( ) 外数で記載しております。

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

##### (2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	工具、 器具及び 備品 (百万円)	アミュー ズメント 機器 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
株式会社スクウェア ・エニックス	本社 (東京都新宿 区)	デジタルエンタ テインメント事 業、アミューズ メント事業、出 版事業、ライ ツ・プロパティ 等事業、全社	本社及び開 発設備等	2,234	691	20	— (—)	—	2,947	2,185 (250)
	大阪事業所 (大阪府大阪 市北区)	デジタルエンタ テインメント事 業、出版事業、 ライツ・プロパ ティ等事業、全 社	開発設備等	304	148	—	— (—)	—	453	135 (—)
	その他	デジタルエンタ テインメント事 業、アミューズ メント事業、出 版事業、ライ ツ・プロパティ 等事業、全社	データセン ター等	106	1,324	—	— (—)	—	1,430	— (—)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	工具、 器具及び 備品 (百万円)	アミュー ズメント 機器 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
株式会社タイトー	本社 (東京都新宿 区)	デジタルエンタ テインメント事 業、アミューズ メント事業、ラ イツ・プロパテ ィ等事業、全社	一般事務管 理及び営 業・販売設 備	96	20	4	— (—)	2	123	190 (35)
	厚木TLC (神奈川県厚 木市)	アミューズメン ト事業	アミューズ メント機器 のメンテナ ンス設備	42	1	0	— (—)	1	46	45 (4)
	大塚オフィス (東京都豊島 区)	同上	アミューズ メント機器 の開発・製 造設備	17	1	0	— (—)	0	19	27 (4)
	札幌オフィス 他(北海道地 区)	同上	営業・販売 設備	38	0	88	— (—)	1	129	6 (66)
	仙台オフィス 他(東北地 区)	同上	同上	98	5	125	171 (3,383)	5	405	19 (120)
	本社外事務所 他(関東・東 京地区)	同上	同上	1,089	32	1,022	3,476 (2,070)	61	5,682	90 (498)
	名古屋オフィ ス他(中部北 陸地区)	同上	同上	111	2	148	65 (776)	5	332	20 (136)
	大阪オフィス 他(関西地 区)	同上	同上	37	0	156	— (—)	4	198	22 (54)
	広島オフィス 他(中国四国 地区)	同上	同上	105	6	108	70 (643)	3	294	11 (100)
	福岡オフィス 他(九州地 区)	同上	同上	128	2	184	— (—)	15	331	19 (149)
	その他	全社	福利厚生施 設等	3	0	—	14 (7,259)	—	18	— (—)

(注) 1 従業員数のうち臨時雇用者数は、年間平均人員を( )外数で記載しております。

2 営業・販売設備の関東・東京地区及び福利厚生施設等のその他の土地は、区分所有建物敷地の共有持分を含めております。

(3) 在外子会社

主要な設備はありません。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定していますが、計画策定に当たってはグループ会議において提出会社を中心に調整を図っております。なお、当連結会計年度末における重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	122,373,396	122,381,296	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	122,373,396	122,381,296	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

- ① 平成20年6月21日開催の第28回定株主総会決議及び平成20年7月31日開催の取締役会決議に基づき発行した2008年8月新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	99	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,900	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月22日 至 平成40年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,172 資本組入額 1,586	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間（ただし、上記新株予約権の行使期間内とする。）に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>② ①の規定に拘わらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使は、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> <p>④ その他の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

② 平成21年9月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2009年10月新株予約権  
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	260	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年10月22日 至 平成41年10月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,108 資本組入額 1,054	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(ただし、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>② ①の規定に拘わらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使は、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> <p>④ その他の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

③ 平成22年7月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2010年8月新株予約権  
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	310	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月24日 至 平成42年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,465 資本組入額 733	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(ただし、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>② ①の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であつて、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、当社と募集新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と募集新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

④ 平成23年6月22日開催の取締役会決議に基づき発行した2011年7月新株予約権  
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	310	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月22日 至 平成43年7月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,313 資本組入額 657	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(ただし、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>② ①の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

⑤ 平成24年6月26日開催の取締役会決議に基づき発行した2012年7月新株予約権  
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	260	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月27日 至 平成44年7月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 949 資本組入額 475	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(ただし、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>② ①の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

⑥ 平成24年7月30日開催の取締役会決議に基づき発行した2012年8月新株予約権（ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	220	141
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,000	14,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,515	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月31日 至 平成29年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,729 資本組入額 865	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。また、米国カリフォルニア州に在住する者については、自己の都合によりその地位を退いた場合はその日より30日以内において、重度の障害によりその地位を退いた場合はその日より6カ月以内において、それぞれ新株予約権を行使できる。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人（以下「相続人」という。）は新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が「新株予約権割当契約」の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。</p> <p>③ 新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。</p> <p>④ その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

⑦ 平成26年8月28日開催の取締役会決議に基づき発行した2014年9月新株予約権  
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	160	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年9月26日 至 平成46年9月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,042 資本組入額 1,021	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(ただし、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>② ①の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

⑧ 平成27年6月24日開催の取締役会決議に基づき発行した2015年7月新株予約権  
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	210	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月17日 至 平成47年7月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,865 資本組入額 1,433	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(ただし、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>② ①の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

⑨ 平成27年6月24日開催の取締役会決議に基づき発行した2015年7月新株予約権（ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	820	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	82,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,150	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年6月25日 至 平成32年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,035 資本組入額 2,018	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。また、米国カリフォルニア州に在住する者については、自己の都合によりその地位を退いた場合はその日より30日以内において、重度の障害によりその地位を退いた場合はその日より6カ月以内において、それぞれ新株予約権を行使できる。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人（以下「相続人」という。）は新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が「新株予約権割当契約」の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。</p> <p>③ 新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。</p> <p>④ その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

⑩ 平成28年6月24日開催の取締役会決議に基づき発行した2016年7月新株予約権  
(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	210	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月21日 至 平成48年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,844 資本組入額 1,422	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(ただし、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>② ①の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

⑪ 平成28年6月24日開催の取締役会決議に基づき発行した2016年7月新株予約権（ストックオプション）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,060	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	106,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,290	同左
新株予約権の行使期間	自 平成30年6月25日 至 平成33年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,186 資本組入額 2,093	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。また、国外に居住する者については、居住する国又は州の法令に基づき、その地位の喪失後も新株予約権の行使が許容される場合、当該法令の範囲内で新株予約権を行使できる。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人（以下「相続人」という。）は新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が「新株予約権割当契約」の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。</p> <p>③ 新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。</p> <p>④ その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。	同左

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注) 1	205,100	115,575,696	163	15,368	163	44,602
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日 (注) 2	6,657,200	122,232,896	8,312	23,680	8,312	52,915
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 (注) 1	66,600	122,299,496	72	23,753	72	52,988
平成28年4月1日～ 平成29年3月31日 (注) 1	73,900	122,373,396	74	23,828	74	53,063

(注) 1 新株予約権（ストックオプション）の行使による増加であります。

2 新株予約権（ストックオプション）の行使及び新株予約権付社債の権利行使による増加であります。

3 平成29年4月1日から平成29年5月31日までの間に、新株予約権（ストックオプション）の行使により、発行済株式総数が7千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ6百万円増加しております。

## (6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	39	26	73	369	22	17,408	17,937	—
所有株式数 (単元)	—	190,425	19,016	104,067	550,538	69	354,667	1,218,782	495,196
所有株式数の割 合（%）	—	15.62	1.56	8.54	45.17	0.01	29.10	100.00	—

(注) 1 自己株式316,534株は、「個人その他」に3,165単元、「単元未満株式の状況」に34株を含めて記載しております。なお、自己株式316,534株は株主名簿記載上の株式数であり、平成29年3月31日現在の実保有株式数は316,434株であります。

2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ11単元及び52株含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
福嶋 康博	東京都渋谷区	23,626	19.30
株式会社福嶋企画	東京都渋谷区初台2丁目16-18	9,763	7.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,817	3.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,583	3.74
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南 2丁目15-1 品川インターシティA棟)	3,968	3.24
宮本 雅史	東京都渋谷区	3,082	2.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 社 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,246	1.83
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社み ずほ銀行決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川イン ターシティA棟)	2,190	1.79
CBLDN-SCOTTISH EQUITABLE-JAPAN EXEMPT SCOTTISH EQUITABLE PLC (常任代理人 シ ティバンク銀行株式会社)	CITIGROUP CENTER CANADA SQUARE CANARY WHARF LONDON E14 5LB UK (東京都新宿区新 宿6丁目27番30号)	1,966	1.60
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常 任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	225 LIBERTY STREET, NEW YORK, NEW YORK, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	1,900	1.55
計	—	58,145	47.51

(注) 平成29年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社、Invesco Hong Kong Limited及びInvesco Asset Management Limitedが平成29年2月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
インベスコ・アセット・マネジメント株 式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階	5,537	4.53
Invesco Hong Kong Limited	41/F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong	266	0.22
Invesco Asset Management Limited	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	317	0.26
合計		6,121	5.00

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 316,400	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 121,561,800	1,215,618	—
単元未満株式	普通株式 495,196	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	122,373,396	—	—
総株主の議決権	—	1,215,618	—

(注) 1 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株 (議決権の数11個) が含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式34株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス	東京都新宿区新宿六丁目27番30号	316,400	—	316,400	0.25
計	—	316,400	—	316,400	0.25

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が100株 (議決権の数1個) あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」の欄の普通株式に含まれております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

① 平成20年6月21日開催の第28回定時株主総会に基づくもの

決議年月日	平成20年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	90,000株を1年間の上限とする。 当社が株式分割または株式併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の割当てを受けた者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使できるものとする。

2 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、新株予約権は相続人に承継される。

3 その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

② 平成21年9月29日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成21年9月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	57,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

③ 平成22年7月29日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成22年7月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	80,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

④ 平成23年6月22日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成23年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	87,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

⑤ 平成24年6月26日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成24年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	67,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

⑥ 平成24年7月30日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成24年7月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	110,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

⑦ 平成26年8月28日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成26年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	16,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

⑧ 平成27年6月24日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成27年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	21,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

⑨ 平成27年6月24日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成27年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員18名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	122,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

⑩ 平成28年6月24日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成28年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	21,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

⑪ 平成28年6月24日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成28年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	116,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(注) 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

⑫ 平成29年6月23日開催の取締役会決議に基づくもの

決議年月日	平成29年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	21,000株 (注)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月20日 至 平成49年7月19日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間（ただし、上記新株予約権の行使期間の期間内とする。）に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>② ①の規定に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。</p> <p>④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(注) 当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。但し、以上の調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成29年5月24日) での決議状況 (取得期間 平成29年5月25日～平成29年7月31日)	3,300,100	10,154,407,700
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	3,300,100	10,154,407,700
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	100.0	100.0

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	2,700	8,793,252
当期間における取得自己株式	363	1,201,515

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	15	48,825	—	—
保有自己株式数	316,434	—	316,797	—

(注) 当期間における単元未満株式の売渡請求による売渡及び保有自己株式数には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけております。まず、既存事業の拡大、新規事業の開発、事業構造の改革等、当社グループの企業価値を高めるための投資を優先し、そのための内部留保を確保します。内部留保後の資金については、配当を通じた株主への還元を重視し、業績連動と安定還元の最適なバランスを旨とした利益還元に努めてまいります。配当額につきましては、連結配当性向30%を目安としつつ、投資と分配のバランスを総合的に勘案して決定しております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、当期の配当につきましては、年間配当額50円（中間10円、期末40円）となりました。

これらの剰余金の当期における配当の決定機関は、期末配当については株主総会又は取締役会、中間配当については取締役会であります。

当社は、会社法第454条に基づき、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当ができる旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第459条に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年11月8日 取締役会決議	1,220	10
平成29年5月17日 取締役会決議	4,882	40

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	1,737	3,050	2,696	3,410	3,635
最低(円)	975	943	1,416	2,488	2,737

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	3,630	3,515	3,090	3,330	3,460	3,570
最低(円)	3,355	2,825	2,812	2,975	2,991	3,145

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5 【役員 の 状 況】

男性9名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長		松 田 洋 祐	昭和38年4月27日	平成13年10月 株式会社スクウェア (現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス) 執行役員 平成15年4月 当社執行役員経理財務部長 平成16年6月 当社取締役経理財務担当 平成18年2月 株式会社タイトー (現・株式会社スクウェア・エニックス) 取締役 平成18年11月 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス取締役 平成22年4月 株式会社タイトー取締役 平成25年3月 当社代表取締役専務 平成25年4月 株式会社スクウェア・エニックス代表取締役社長 (現任) 平成25年6月 当社代表取締役社長 (現任) 平成25年6月 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役社長 (現任) 平成25年7月 SQUARE ENIX (China) CO., LTD. 副 董事長 (現任) 平成28年1月 株式会社タイトー取締役 (現任) 平成28年4月 SQUARE ENIX LTD. 取締役 (現任)	(注) 3	2
取締役		Philip Timo Rogers [フィリップ・ ティモ・ ロジャース]	昭和44年6月2日	平成20年1月 EIDOS PLC 取締役最高経営責任者 平成21年11月 SQUARE ENIX LTD. 取締役最高経営責任者 (現任) 平成25年5月 SQUARE ENIX, INC. 取締役社長兼最高経営責任者 (現任) 平成25年5月 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役 (現任) 平成25年6月 当社取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役		本 多 圭 司	昭和32年12月29日	平成6年4月 株式会社エニックス (現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス) 商品企画本部ソフトウェア企画部長 平成10年6月 同社取締役商品企画本部ソフトウェア企画部長 平成12年10月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者 平成15年4月 当社代表取締役副社長 平成16年6月 当社取締役副社長 平成17年1月 SQUARE ENIX (China) CO., LTD. 董事長 (現任) 平成18年10月 当社代表取締役副社長 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス代表取締役副社長 平成21年10月 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役 (現任) 平成25年4月 株式会社スクウェア・エニックス取締役 (現任) 平成25年6月 当社取締役 (現任)	(注) 3	56

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役		千 田 幸 信	昭和25年9月29日	昭和57年8月 平成元年4月1日合併時における 旧・株式会社エニックス取締役 昭和63年3月 エニックスプロダクツ株式会社取締 役 平成元年4月 株式会社エニックス（現・株式会 社スクウェア・エニックス・ホールデ ィングス）常務取締役商品企画部長 平成4年7月 同社専務取締役ソフトウェア企画部 担当兼出版企画部担当兼玩具企画部 担当兼出版営業部担当 平成5年4月 同社専務取締役商品企画本部長 平成12年10月 同社取締役副会長 平成14年10月 同社取締役 平成15年4月 当社取締役（現任） 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス取 締役 平成26年6月 株式会社スクウェア・エニックス取 締役（現任）	(注) 3	2,006
取締役		山 村 幸 広	昭和38年10月30日	平成8年4月 トランスコスモス株式会社営業本 部副本部長 平成9年4月 同社取締役事業開発本部副本部長 平成9年10月 ダブルクリック株式会社代表取締 役社長 平成11年1月 エキサイト株式会社代表取締役社 長 平成20年8月 グラムメディア・ジャパン株式会 社（現・モードメディア・ジャパ ン株式会社）代表取締役CEO 平成25年6月 当社社外取締役（現任） 平成26年9月 株式会社パズルリング代表取締役 （現任） 平成27年5月 株式会社Project 8 取締役（現任） 平成27年8月 ビジョナリー・ワークス株式会 社取締役（現任）	(注) 3	—
取締役		西 浦 裕 二	昭和28年1月3日	平成5年4月 ブーズ・アレン・アンド・ハミル トン株式会社（現・PwCコンサルテ ィング合同会社）取締役副社長兼 パートナー 平成12年2月 同社代表取締役社長兼パートナー 平成14年10月 株式会社ローランド・ベルガー・ アンド・パートナー・ジャパン （現・株式会社ローランド・ベル ガー）代表取締役CEO兼マネージ ングパートナー 平成18年1月 アリックスパートナーズ・アジ ア・エルエルシー日本代表兼マネ ージングディレクター 平成23年1月 アリックスパートナーズ・エル エルビー副会長兼マネージングディ レクター 平成24年12月 アクサジャパンホールディング株 式会社（現・アクサ生命保険株式 会社）取締役 平成24年12月 アクサ生命保険株式会社取締役会 長 平成25年3月 アクサ損害保険株式会社取締役会 長 平成26年6月 当社社外取締役（現任） 平成26年10月 アクサ生命保険株式会社取締役会 長 平成27年12月 三井住友トラストクラブ株式会 社代表取締役会長（現任）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
常勤監査役		小林 諒一	昭和21年10月25日	平成6年6月 株式会社野村総合研究所取締役 平成8年7月 NRIデータサービス株式会社常務取締役 平成11年6月 同社専務取締役 平成14年6月 株式会社野村総合研究所監査役 平成19年6月 当社常勤監査役(現任) 平成20年6月 株式会社マツモトキョシホールディングス社外取締役(現任) 平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス社外監査役 平成28年5月 株式会社スクウェア・エニックス監査役(現任)	(注) 4	—
監査役		松田 隆次	昭和30年4月30日	昭和61年4月 弁護士及び公認会計士登録 河合・竹内・西村・井上法律事務所入所 昭和63年1月 三宅・畠澤・山崎法律事務所入所 平成4年7月 松田法律事務所開設(現在に至る) 平成19年6月 当社社外監査役(現任) 平成20年6月 西華産業株式会社社外監査役	(注) 4	—
監査役		豊島 忠夫	昭和30年4月23日	昭和54年3月 プライス・ウオーターハウス会計事務所入所 昭和62年9月 監査法人朝日新和会計社(現・有限責任あずさ監査法人)入社 昭和62年10月 公認会計士登録 平成16年6月 あずさ監査法人(現・有限責任あずさ監査法人)代表社員 平成22年7月 有限責任あずさ監査法人パートナー 平成26年5月 キャリアリンク株式会社社外監査役 平成27年5月 同社常勤監査役 平成28年3月 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人監督役員(現任) 平成29年6月 当社社外監査役(現任)	(注) 5	—
計						2,065

- (注) 1 取締役山村幸広及び西浦裕二は、社外取締役であります。
- 2 監査役小林諒一、松田隆次及び豊島忠夫は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役小林諒一及び松田隆次の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役豊島忠夫の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成33年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社は、法令に定める監査役の数に満たない場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (百株)
藤井 聡	昭和35年10月11日	昭和60年4月 株式会社三井銀行(現・株式会社三井住友銀行)入行 平成13年12月 株式会社三井住友銀行アジア部上席推進役 平成14年12月 同社中国業務推進部グループ長 平成20年4月 同社グローバル・アドバイザー一部副部長 平成23年4月 同社監査部上席考査役 平成28年8月 当社監査室長(現任) 株式会社スクウェア・エニックス監査室長(現任)	—

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、企業統治形態として、監査役制度を採用しております。監査役の半数以上を社外監査役で構成することにより監視機能を強め、経営の健全性の維持を図ることとしております。さらに、決裁権限規程に定める客観的基準のもとに、会社経営方針を決定する取締役会と業務執行に係る個別の意思決定を行う会議体とを明確に区分しております。これにより、経営判断及び業務執行の適正化・効率化に努めております。

当社は、取締役6名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役3名、常勤監査役1名）が在任しております。取締役の任期は、指名委員会等設置会社と同様、1年としております。

「取締役会」は、原則として月1回開催し、社外取締役を含めた各取締役による検討・意見交換などにより相互牽制機能を十分に高めつつ、活性化が図られております。また、役員報酬制度の基本方針並びに取締役及び監査役候補者の指名基準の基本方針に関する事項につき、取締役会の諮問機関として答申を行うため、「報酬・指名委員会」を任意に設置し、経営の客観性と透明性の確保が図られております。

「監査役会」は、原則として月1回開催し、監査計画に基づいて会計監査及び業務監査を実施しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行状況に対する監査が行われております。

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議し、これを維持・推進することで、監査・監督機能の徹底を図り、業務執行が法令及び定款に適合することを確保するとともに、取締役の職務執行の効率化を推進しております。

さらに、コンプライアンス体制の徹底を図るため、「経営指針」及び「行動規範」においてコンプライアンスの重要性を明確化するとともに、内部統制委員会及び内部通報制度を設置することにより、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括しております。また、効率的業務遂行の基盤である情報システムの管理・運営に関しては、情報システム運営委員会を設置し、情報システム全般を統制しております。

なお、リスク管理体制の徹底を図るため、内部部門の強化並びに内部統制委員会及び内部通報制度を設置することにより、全社的なリスク管理の取り組みを横断的に統括しております。

当社は、当社の子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を制定し、当社の子会社に対し、当該会社の当社グループにおける重要性及び会社規模に応じた適正な管理・監督を行っております。当該規程に基づき、当社の子会社の経営状況その他の重要な情報について報告を求めるとともに、主要なグループ会社にあつては、月次及び随時の報告会を開催するなどの方法により、グループ会社の経営状況を適時把握し、必要な措置を適時的確に行うこととしております。

#### ② 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査については、監査室（社長直轄組織として設置。現状2名）があり、監査役会及び監査法人と相互に情報を共有しながら、重要性とリスクを考慮し、グループ会社を含んだ社内管理体制を定期的にチェック、検討・評価（内部評価）を行い、社長に対し報告及び提言を行っております。

監査役監査については、監査役3名（うち社外監査役3名）が確認しております。

小林諒一氏は、複数の会社における役員の経験によって培われた豊富な経験と高い見識を有していることから、社外監査役に選任しております。取締役会及び監査役会においても、適宜必要な発言を行っております。

松田隆次氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役に選任しております。取締役会及び監査役会においても、適宜必要な発言を行っております。

豊島忠夫氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役に選任しております。

会計監査については、⑥に記載のとおりであります。

監査役と監査法人との相互連携については、各四半期及び本決算時の年4回、報告及び意見交換を行うほか、適宜、意見交換の場を設定し、その内容を監査業務に反映しています。

なお、これらの監査については、取締役会及び内部統制委員会等を通じて内部統制部門の責任者に対して適宜報告がなされております。

- ③ 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係の概要並びに当該社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携
- イ 当社との人的關係、資本關係又は取引關係その他の利害關係  
 当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であり、当社と社外取締役及び社外監査役との間に特別の利害關係はありません。
- ロ 当社の企業統治において果たす機能及び役割  
 山村幸広氏及び西浦裕二氏は、当社社外取締役に就任以来、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社常勤取締役の業務執行に対する監督・牽制機能を担っていただくため、社外取締役に選任しております。取締役会においても、適宜必要な発言を行っております。  
 小林諒一氏、松田隆次氏及び豊島忠夫氏に関する企業統治において果たす機能及び役割につきましては、②に記載のとおりであります。
- ハ 社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針の内容  
 当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めを設けておりませんが、財務、会計、内部統制等に関する専門的知見に基づき当社の企業統治において客観的かつ独立的な立場から適切な職務遂行を期待でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を選任することとしております。  
 なお、当社は、山村幸広氏、西浦裕二氏、小林諒一氏、松田隆次氏及び豊島忠夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- ニ 社外取締役又は社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との關係  
 社外取締役及び社外監査役と、監査室、監査役及び監査法人との相互連携については、取締役会、監査役会及び内部統制委員会等において適宜報告及び意見交換がなされております。

④ 役員報酬等

- イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数  
 (取締役)

	対象となる 役員の員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			金銭報酬	非金銭報酬
取締役 (社外取締役を除く。)	4名	322	268	54
社外取締役	2名	29	24	5
合計	6名	352	292	59

- (注) 1 当事業年度の非金銭報酬は、ストックオプションであります。  
 2 当社は、役員退職慰労金制度を廃止しております。  
 3 報酬等の総額が1億円以上である役員は、代表取締役社長松田洋祐であります。その内訳は、提出会社からの192百万円 (金銭報酬170百万円、非金銭報酬22百万円) であります。

(監査役)

	対象となる 役員の員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			金銭報酬	非金銭報酬
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—
社外監査役	3名	29	29	—
合計	3名	29	29	—

- (注) 当社は、役員退職慰労金制度を廃止しております。

ロ 役員報酬等の決定方針

当社は、取締役会の諮問機関として社外取締役及び代表取締役社長等から構成される報酬・指名委員会を任意で設置し、役員報酬制度の基本方針の審議を行い取締役会に対して答申を行うことにより、役員報酬制度の客観性と透明性の確保に努めております。

取締役の報酬は、基本報酬である金銭報酬とストックオプションとしての新株予約権の非金銭報酬から構成されております。報酬の額及びその配分については、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、諮問機関である報酬・指名委員会の答申を受けた上で、毎年の業績及び各取締役の業績への貢献度を勘案し、代表取締役社長が決定しております。

また、監査役の報酬は、監査役の経営に対する独立性に鑑み、金銭報酬のみであります。報酬額については、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、監査役の協議によりその額及び配分を決定しております。

⑤ 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である㈱スクウェア・エニックス・ホールディングスについては以下のとおりです。

イ 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表計上額の合計額	貸借対照表計上額の合計額	受取配当金の合計額	売却損益の合計額	評価損益の合計額
非上場株式	16	16	7	—	(注) 1 (—)
上記以外の株式	694	724	2	—	437 (—)

(注) 1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

2 「評価損益の合計額」の（ ）は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

ニ 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額  
該当事項はありません。

ホ 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額  
該当事項はありません。

⑥ 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名等

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に新日本有限責任監査法人を起用しており、独立の第三者として会計監査を受け、またその職務が円滑に遂行されるように努めております。

当期において業務を執行した公認会計士は、以下の通りであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名  
指定有限責任社員 業務執行社員：柴田憲一、金野広義
- ・会計監査業務に係る補助者の構成  
公認会計士 14名、会計士補等 18名

⑦ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各氏とも10百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票に寄らない旨定款に定めております。

⑩ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の選択肢を拡げることがを目的とするものであります。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	47	2	47	1
連結子会社	70	—	70	—
計	118	2	118	1

(注) 上記以外に、当連結会計年度において、連結子会社の前連結会計年度の監査に係る追加報酬の額が3百万円あります。

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるSQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. 及びSQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに所属しているErnst & Youngグループに対して監査証明業務に基づく報酬を127百万円、非監査業務に基づく報酬を4百万円支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるSQUARE ENIX LTD. 及びSQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに所属しているErnst & Youngグループに対して監査証明業務に基づく報酬を89百万円、非監査業務に基づく報酬を35百万円支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を払っている非監査業務の内容は、英文財務諸表作成に関する指導助言業務等であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を払っている非監査業務の内容は、英文財務諸表作成に関する指導助言業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応するため、財務会計基準機構に加入するとともに、必要に応じて企業会計基準委員会が開催する研修へ参加することとしております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	117,306	129,364
受取手形及び売掛金	21,487	26,053
商品及び製品	2,428	2,820
仕掛品	109	11
原材料及び貯蔵品	233	302
コンテンツ制作勘定	41,419	34,548
繰延税金資産	6,561	7,029
その他	5,275	9,222
貸倒引当金	△143	△314
流動資産合計	194,679	209,038
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	13,779	14,777
減価償却累計額	△8,654	△9,365
建物及び構築物（純額）	5,124	5,412
工具、器具及び備品	13,312	13,694
減価償却累計額	△10,047	△10,626
工具、器具及び備品（純額）	3,265	3,067
アミューズメント機器	15,457	16,247
減価償却累計額	△14,012	△14,455
アミューズメント機器（純額）	1,445	1,792
その他	101	181
減価償却累計額	△47	△79
その他（純額）	54	101
土地	3,798	3,798
建設仮勘定	61	62
有形固定資産合計	13,748	14,234
無形固定資産		
その他	6,447	4,735
無形固定資産合計	6,447	4,735
投資その他の資産		
投資有価証券	749	780
差入保証金	9,173	9,204
退職給付に係る資産	—	120
繰延税金資産	4,972	2,572
その他	※1 3,185	※1 3,394
貸倒引当金	△224	△222
投資その他の資産合計	17,856	15,850
固定資産合計	38,052	34,820
資産合計	232,731	243,859

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,671	14,220
短期借入金	9,722	8,437
未払法人税等	5,726	1,665
賞与引当金	2,672	2,358
返品調整引当金	3,334	6,197
店舗閉鎖損失引当金	75	64
資産除去債務	5	17
その他	19,529	22,482
流動負債合計	55,737	55,445
固定負債		
役員退職慰労引当金	162	88
店舗閉鎖損失引当金	127	83
退職給付に係る負債	2,747	2,546
繰延税金負債	2,153	573
資産除去債務	2,355	2,450
その他	665	767
固定負債合計	8,210	6,510
負債合計	63,948	61,955
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	23,753	23,828
資本剰余金	52,993	53,067
利益剰余金	95,581	109,764
自己株式	△888	△897
株主資本合計	171,439	185,763
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	341	364
為替換算調整勘定	△3,207	△4,640
退職給付に係る調整累計額	△607	△165
その他の包括利益累計額合計	△3,474	△4,440
新株予約権	374	453
非支配株主持分	443	128
純資産合計	168,783	181,904
負債純資産合計	232,731	243,859

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	214,101	256,824
売上原価	※1 115,316	※1 141,123
売上総利益	98,784	115,701
返品調整引当金戻入額	4,867	3,227
返品調整引当金繰入額	3,534	6,014
差引売上総利益	100,116	112,914
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	1,751	1,726
広告宣伝費	20,270	25,541
販売促進費	66	74
貸倒引当金繰入額	54	12
役員報酬	565	557
給料及び手当	14,465	14,618
賞与引当金繰入額	2,916	2,492
退職給付費用	539	678
役員退職慰労引当金繰入額	10	—
福利厚生費	2,092	2,161
賃借料	2,118	2,100
支払手数料	18,996	21,554
減価償却費	2,476	2,272
その他	7,772	7,825
販売費及び一般管理費合計	※2 74,097	※2 81,618
営業利益	26,018	31,295
営業外収益		
受取利息	85	75
受取配当金	9	9
受取賃貸料	16	16
貸倒引当金戻入額	213	2
補助金収入	495	33
連結納税未払金免除益	—	62
雑収入	158	93
営業外収益合計	980	293
営業外費用		
支払利息	67	52
支払手数料	14	6
移転関連費用	44	31
為替差損	1,545	358
雑損失	4	11
営業外費用合計	1,676	459
経常利益	25,322	31,128

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	※3 18	※3 4
投資有価証券売却益	1	—
新株予約権戻入益	19	20
子会社清算益	—	69
為替換算調整勘定取崩益	—	105
債務取崩益	—	82
その他	—	20
特別利益合計	40	302
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	※4 36	※4 —
固定資産除却損	※5 194	※5 210
減損損失	※6 1,961	※6 437
店舗閉鎖損失引当金繰入額	15	—
関係会社整理損	—	※7 4,898
関係会社株式評価損	1,702	0
その他	14	37
特別損失合計	3,925	5,584
税金等調整前当期純利益	21,436	25,846
法人税、住民税及び事業税	6,690	5,331
法人税等調整額	△5,146	472
法人税等合計	1,544	5,804
当期純利益	19,892	20,042
非支配株主に帰属する当期純利益	8	3
親会社株主に帰属する当期純利益	19,884	20,039

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益	19,892	20,042
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△277	23
為替換算調整勘定	△1,956	△1,539
退職給付に係る調整額	△707	442
その他の包括利益合計	※1 △2,941	※1 △1,073
包括利益	16,951	18,969
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	16,984	19,072
非支配株主に係る包括利益	△33	△103

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,680	52,920	79,355	△876	155,079
当期変動額					
新株の発行	72	72			145
剰余金の配当			△3,658		△3,658
親会社株主に帰属する当期純利益			19,884		19,884
自己株式の取得				△11	△11
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	72	72	16,226	△11	16,359
当期末残高	23,753	52,993	95,581	△888	171,439

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	618	△1,292	99	△574	327	482	155,314
当期変動額							
新株の発行							145
剰余金の配当							△3,658
親会社株主に帰属する当期純利益							19,884
自己株式の取得							△11
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△277	△1,915	△707	△2,899	47	△38	△2,899
当期変動額合計	△277	△1,915	△707	△2,899	47	△38	13,468
当期末残高	341	△3,207	△607	△3,474	374	443	168,783

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,753	52,993	95,581	△888	171,439
当期変動額					
新株の発行	74	74			149
剰余金の配当			△5,855		△5,855
親会社株主に帰属する当期純利益			20,039		20,039
自己株式の取得				△8	△8
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	74	74	14,183	△8	14,323
当期末残高	23,828	53,067	109,764	△897	185,763

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	341	△3,207	△607	△3,474	374	443	168,783
当期変動額							
新株の発行							149
剰余金の配当							△5,855
親会社株主に帰属する当期純利益							20,039
自己株式の取得							△8
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23	△1,432	442	△966	78	△315	△1,203
当期変動額合計	23	△1,432	442	△966	78	△315	13,120
当期末残高	364	△4,640	△165	△4,440	453	128	181,904

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	21,436	25,846
減価償却費	6,317	6,270
減損損失	1,961	862
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△169	169
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,138	△224
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	△1,332	2,905
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	10	△63
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	△328	△53
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	—	7
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△476	291
受取利息及び受取配当金	△95	△84
支払利息	67	52
為替差損益 (△は益)	1,749	△964
投資有価証券売却損益 (△は益)	△1	—
固定資産除却損	194	210
固定資産売却益	△18	△4
固定資産売却損	36	—
関係会社株式評価損	1,702	0
売上債権の増減額 (△は増加)	△910	△4,882
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△7,630	4,257
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,735	3,283
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△552	410
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	△527	△187
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	320	881
その他	210	△2,215
小計	25,838	36,769
利息及び配当金の受取額	95	89
利息の支払額	△65	△54
法人税等の支払額	△6,213	△11,311
法人税等の還付額	530	45
営業活動によるキャッシュ・フロー	20,184	25,537

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△1,671	△4,461
定期預金の払戻による収入	1,153	4,113
投資有価証券の売却による収入	1	—
有形固定資産の取得による支出	△4,053	△5,785
有形固定資産の売却による収入	200	6
無形固定資産の取得による支出	△461	△851
子会社株式の取得による支出	△330	△100
子会社の清算による収入	—	69
差入保証金の差入による支出	△398	△324
差入保証金の回収による収入	992	223
その他	△206	△54
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△4,773</b>	<b>△7,164</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	3,428	—
株式の発行による収入	121	124
自己株式の取得による支出	△11	△8
配当金の支払額	△3,654	△5,849
その他	△24	△74
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△141</b>	<b>△5,807</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,041	△534
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	12,228	12,030
現金及び現金同等物の期首残高	103,147	115,375
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	△11
現金及び現金同等物の期末残高	※1 115,375	※1 127,395

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 24社

主要な連結子会社の名称

SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.

SQUARE ENIX LTD.

株式会社スクウェア・エニックス

株式会社タイトー

株式会社スマイルラボ

SQUARE ENIX, INC.

SQUARE ENIX (China) CO., LTD.

CRYSTAL DYNAMICS, INC.

EIDOS INTERACTIVE CORP.

IO INTERACTIVE A/S

SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.、CORE DESIGN LTD.、IRONSTONE PARTNERS LTD.、ROCKPOOL GAMES LTD.

及びSOGOPLAY LTD. は、当連結会計年度において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。SQUARE ENIX WEBSTAR NETWORK TECHNOLOGY (BEIJING) CO., LTD. は、重要性が低下したこと及び清算手続き中のため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

株式会社Tokyo RPG Factory

株式会社スタジオイストリア

株式会社スクウェア・エニックスモバイルスタジオ

株式会社スクウェア・エニックス・ビジネスサポート

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社（株式会社Tokyo RPG Factory、株式会社スタジオイストリア、株式会社スクウェア・エニックスモバイルスタジオ及び株式会社スクウェア・エニックス・ビジネスサポート他）及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SQUARE ENIX (China) CO., LTD.、北京易通幻龍網絡科技有限公司及びSQUARE PICTURES, INC. の決算日は12月末日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、12月末日の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

なお、連結子会社のうち、SQUARE ENIX WEBSTAR NETWORK TECHNOLOGY (BEIJING) CO., LTD. の決算日は12月末日ですが、連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (イ) 有価証券

###### その他有価証券

###### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法

###### (ロ) デリバティブ

時価法

###### (ハ) たな卸資産

###### 商品及び製品

主として月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）及び

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、アミューズメント機器は、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

###### コンテンツ制作勘定

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

###### 原材料、仕掛品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

###### 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。また、海外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

工具、器具及び備品 2～20年

アミューズメント機器 3～5年

###### (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

###### (ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### (イ) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### (ロ) 賞与引当金

当社及び一部連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

###### (ハ) 返品調整引当金

一部連結子会社は、出版物の返品による損失に備えるため、当連結会計年度以前の実績に基づき必要額を計上しております。また、ゲームソフトの返品等による損失に備えるため、タイトルごとに将来の返品等の可能性を勘案して、損失の見込額を計上しております。

###### (ニ) 店舗閉鎖損失引当金

一部連結子会社は、閉鎖を決定した店舗等の、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

(ホ) 役員退職慰労引当金

当社は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、当社及び一部連結子会社は、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌連結会計年度に一括費用処理しております。また、一部の連結子会社は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年又は5年）による按分額を費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

(イ) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(ロ) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)  
該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
その他(投資その他の資産)	550百万円	649百万円

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	6,666百万円	6,921百万円

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	1,224百万円	1,395百万円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物、構築物及び土地	9百万円	—百万円
工具、器具及び備品	9	4
計	18	4

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物、構築物及び土地等	36百万円	—百万円
工具、器具及び備品	0	—
計	36	—

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物及び構築物	13百万円	3百万円
工具、器具及び備品	11	37
アミューズメント機器	170	169
その他	—	0
計	194	210

※6 減損損失

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都新宿区他	遊休資産	アミューズメント機器	163
		工具、器具及び備品	3
		その他(無形固定資産)	4
東京都新宿区他	処分予定資産	アミューズメント機器	7
		土地	47
英国	その他	その他(無形固定資産)	1,734
合計			1,961

アミューズメント事業では、直営店、レンタル店、フランチャイズ店、アミューズメント機器製造販売等の個々の事業部をグルーピングの単位とし、その他の事業では事業の関連性によるグルーピングを行っております。事業の用に供していない遊休資産及び処分予定資産については、これらとは別に個々にグルーピングしております。

上表のうち、遊休資産に関しては帳簿価額に対して市場価額が著しく下落し、かつ、今後の使用見込みが未確定なものであるため、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。処分予定資産に関しては、投資額の回収が見込めなくなったと判断し、当該回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。無形固定資産に関しては、市場環境の変化を織り込んで資産価値の再評価を行ったことから、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。なお、回収可能価額の算定にあたっては正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、合理的に算定された市場価格等によっており、使用価値については主に将来キャッシュ・フローを20%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都新宿区他	遊休資産	アミューズメント機器	80
		その他(無形固定資産)	0
東京都新宿区他	処分予定資産	アミューズメント機器	1
福岡県福岡市他	処分予定資産	建物	3
英国	その他	その他(無形固定資産)	351
合計			437

上記以外に減損損失424百万円を、関係会社整理損に含めております。

アミューズメント事業では、直営店、レンタル店、フランチャイズ店、アミューズメント機器製造販売等の個々の事業部をグルーピングの単位とし、その他の事業では事業の関連性によるグルーピングを行っております。事業の用に供していない遊休資産及び処分予定資産については、これらとは別に個々にグルーピングしております。

上表のうち、遊休資産に関しては帳簿価額に対して市場価額が著しく下落し、かつ、今後の使用見込みが未確定なものであるため、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。処分予定資産に関しては、投資額の回収が見込めなくなったと判断し、当該回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。無形固定資産に関しては、市場環境の変化を織り込んで資産価値の再評価を行ったことから、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。なお、回収可能価額の算定にあたっては正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、合理的に算定された市場価格等によっており、使用価値は、回収可能性が認められないため、ゼロとして評価しております。

#### ※7 関係会社整理損

当連結会計年度における特別損失の「関係会社整理損」は、連結子会社であるIO INTERACTIVE A/Sの事業の撤退を決議したことに伴う損失額であります。その内訳は、コンテンツ評価損3,335百万円、無形資産の減損損失424百万円、人員整理費用717百万円、その他421百万円であります。

なお、内訳における固定資産の減損損失については次のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
英国	その他	その他(無形固定資産)	424

無形固定資産に関しては、市場環境の変化を織り込んで資産価値の再評価を行ったことから、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。なお、回収可能価額の算定にあたっては使用価値により測定しております。使用価値は、回収可能性が認められないため、ゼロとして評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△422百万円	34百万円
組替調整額	—	—
税効果調整前	△422	34
税効果額	145	△10
その他有価証券評価差額金	△277	23
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△1,956	△1,363
組替調整額	—	△175
税効果調整前	△1,956	△1,539
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△1,956	△1,539
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△1,117	350
組替調整額	94	270
税効果調整前	△1,022	620
税効果額	315	△178
退職給付に係る調整額	△707	442
その他の包括利益合計	△2,941	△1,073

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	122,232	66	—	122,299
合計	122,232	66	—	122,299
自己株式				
普通株式(注)2、3	309	4	0	313
合計	309	4	0	313

(注)1 普通株式の発行済株式の株式数の増加66千株は、新株予約権(ストックオプション)の行使によるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	374
	合計	—	—	—	—	—	374

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月18日 取締役会	普通株式	2,438	20	平成27年3月31日	平成27年6月3日
平成27年11月6日 取締役会	普通株式	1,219	10	平成27年9月30日	平成27年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月18日 取締役会	普通株式	4,635	利益剰余金	38	平成28年3月31日	平成28年6月3日

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1	122,299	73	—	122,373
合計	122,299	73	—	122,373
自己株式				
普通株式（注）2、3	313	2	0	316
合計	313	2	0	316

（注）1 普通株式の発行済株式の株式数の増加73千株は、新株予約権（ストックオプション）の行使によるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストックオプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	453
	合計	—	—	—	—	—	453

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成28年5月18日 取締役会	普通株式	4,635	38	平成28年3月31日	平成28年6月3日
平成28年11月8日 取締役会	普通株式	1,220	10	平成28年9月30日	平成28年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年5月17日 取締役会	普通株式	4,882	利益剰余金	40	平成29年3月31日	平成29年6月2日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金勘定	117,306百万円	129,364百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,930	△1,969
現金及び現金同等物	115,375	127,395

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

アミューズメント事業における店舗設備(建物及び構築物、工具、器具及び備品並びにアミューズメント機器)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等市場リスクの低い商品に限定し、資金調達については金融機関からの借入によっております。為替予約取引は外貨建取引金額の範囲内で行っており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループは、各グループ会社の販売管理規程に従い取引ごとの期日管理及び残高管理を行いリスク低減を図っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替相場の変動リスクに晒されております。当社グループは、基本的にはデリバティブ取引は利用しておりませんが、将来の為替相場の変動リスクを回避することを目的に、為替予約取引を行うことがあります。為替予約取引は為替相場の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引の契約先はいずれも信用度の高い銀行であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。為替予約取引にあたっては、代表取締役及び担当取締役の決裁を受け、経理部門にてリスクの一元管理を行っております。

投資有価証券は、主に上場株式であり市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行い取締役会に報告しております。

差入保証金は、主に本社及び事業所の社屋並びにアミューズメント店舗の賃借に伴う差入保証金であります。これは、差入先の信用リスクに晒されておりますが、本社及び事業所の社屋の差入保証金に関しては総務部門、アミューズメント店舗に関しては営業部門がそれぞれ差入先とのコンタクトを通じて信用度を確認するとともに、決算時に経理部門がこれら部門に状況を確認しております。

支払手形及び買掛金は、1年以内に支払期日が到来する営業債務であります。短期借入金は、短期的な事業資金に充当するものであります。支払手形、買掛金、未払法人税等並びに短期借入金といった短期債務に関する決済時の流動性リスクは、毎月資金繰計画を見直す等の方法によりリスクを回避しております。外貨建ての営業債務は為替相場の変動リスクに晒されておりますが、外貨建ての営業債権と同様の方法によりリスクの低減を図っております。短期借入金は支払金利の変動のリスクに晒されておりますが、借入期間を短期間とすることにより金利変動に機動的に対応できるようにしております。

デリバティブ取引は、主として外貨建ての営業取引に係わる為替の変動リスクを回避することを目的とした先物為替予約をヘッジ手段として利用しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが困難と認められるものは含まれておりません。（注2 参照）

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	117,306	117,306	—
(2) 受取手形及び売掛金	21,487		
貸倒引当金	△143		
受取手形及び売掛金（純額）	21,343	21,343	—
(3) 投資有価証券	718	718	—
(4) 差入保証金	9,173		
貸倒引当金	△137		
差入保証金（純額）	9,035	8,957	△78
資産計	148,403	148,325	△78
(1) 支払手形及び買掛金	14,671	14,671	—
(2) 短期借入金	9,722	9,722	—
(3) 未払法人税等	5,726	5,726	—
負債計	30,119	30,119	—

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	129,364	129,364	—
(2) 受取手形及び売掛金	26,053		
貸倒引当金	△314		
受取手形及び売掛金（純額）	25,739	25,739	—
(3) 投資有価証券	748	748	—
(4) 差入保証金	9,204		
貸倒引当金	△137		
差入保証金（純額）	9,066	8,976	△90
資産計	164,919	164,828	△90
(1) 支払手形及び買掛金	14,220	14,220	—
(2) 短期借入金	8,437	8,437	—
(3) 未払法人税等	1,665	1,665	—
負債計	24,323	24,323	—

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券は上場株式であり、時価は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、差入額を返還までの期間及び差入先の信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
非上場株式	31	31

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	115,647	—	—	—
受取手形及び売掛金	21,487	—	—	—
差入保証金	4,698	1,762	2,674	38
合計	141,833	1,762	2,674	38

当連結会計年度 (平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	127,640	—	—	—
受取手形及び売掛金	26,053	—	—	—
差入保証金	5,208	2,629	1,366	—
合計	158,902	2,629	1,366	—

4 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	9,722	—	—	—	—	—
合計	9,722	—	—	—	—	—

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	8,437	—	—	—	—	—
合計	8,437	—	—	—	—	—

## (有価証券関係)

- 1 売買目的有価証券  
該当事項はありません。
- 2 満期保有目的の債券  
該当事項はありません。
- 3 その他有価証券

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	665	233	432
	(2) 債券			
	① 国債・地 方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	665	233	432
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1) 株式	52	75	△23
	(2) 債券			
	① 国債・地 方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	52	75	△23
合計		718	308	409

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	678	229	448
	(2) 債券			
	① 国債・地 方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	678	229	448
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1) 株式	70	75	△5
	(2) 債券			
	① 国債・地 方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	70	75	△5
合計		748	305	443

4 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	1	1	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	1	1	—

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	—	—	—

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
通貨関連

前連結会計年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
前連結会計年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部国内連結子会社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。また、一部国内連結子会社は、この他に確定給付企業年金制度を採用しております。

なお、一部海外子会社は確定拠出型の退職年金制度に加入しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	11,105百万円	12,143百万円
勤務費用	488	525
利息費用	85	28
数理計算上の差異の発生額	869	△201
退職給付の支払額	△405	△457
退職給付債務の期末残高	12,143	12,038

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	8,904百万円	9,396百万円
期待運用収益	171	135
数理計算上の差異の発生額	△247	148
事業主からの拠出額	899	295
退職給付の支払額	△331	△362
年金資産の期末残高	9,396	9,613

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	9,771百万円	9,492百万円
年金資産	△9,396	△9,613
	375	△120
非積立型制度の退職給付債務	2,371	2,546
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,747	2,425
退職給付に係る負債	2,747	2,546
退職給付に係る資産	—	120
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,747	2,425

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	488百万円	525百万円
利息費用	85	28
期待運用収益	△171	△135
数理計算上の差異の費用処理額	94	270
確定給付制度に係る退職給付費用	497	688

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
数理計算上の差異	△1,022百万円	620百万円
合計	△1,022	620

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
未認識数理計算上の差異	875百万円	254百万円
合計	875	254

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
債券	47%	46%
株式	8	9
一般勘定	31	31
現金及び預金	5	5
その他	9	9
合計	100	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度4%、当連結会計年度4%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
割引率	0.154～0.410%	0.155～0.533%
長期期待運用収益率	2.000%	1.500%

3 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度348百万円、当連結会計年度342百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	90	128

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
新株予約権戻入益	19	20

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成20年 ストックオプション	平成21年 ストックオプション	平成22年 ストックオプション	平成23年 ストックオプション	平成23年 ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社取締役 5名	当社取締役 5名	当社従業員 5名	当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員12名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 19,800株	普通株式 57,000株	普通株式 77,000株	普通株式 87,000株	普通株式 180,000株
付与日	平成20年8月21日	平成21年10月21日	平成22年8月23日	平成23年7月21日	平成23年8月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年8月22日 至 平成40年8月21日	自 平成21年10月22日 至 平成41年10月21日	自 平成22年8月24日 至 平成42年8月23日	自 平成23年7月22日 至 平成43年7月21日	自 平成25年8月6日 至 平成28年8月5日

	平成24年 ストックオプション	平成24年 ストックオプション	平成26年 ストックオプション	平成27年 ストックオプション	平成27年 ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社従業員 8名	当社取締役 6名	当社取締役 6名	当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 67,000株	普通株式 110,000株	普通株式 16,000株	普通株式 21,000株	普通株式 122,000株
付与日	平成24年7月26日	平成24年8月29日	平成26年9月25日	平成27年7月16日	平成27年7月16日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成24年7月27日 至 平成44年7月26日	自 平成26年7月31日 至 平成29年7月30日	自 平成26年9月26日 至 平成46年9月25日	自 平成27年7月17日 至 平成47年7月16日	自 平成29年6月25日 至 平成32年6月24日

	平成28年 ストックオプション	平成28年 ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員21名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 21,000株	普通株式 116,000株
付与日	平成28年7月20日	平成28年7月20日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成28年7月21日 至 平成48年7月20日	自 平成30年6月25日 至 平成33年6月24日

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	9,900	26,000	31,000	31,000	97,000
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	39,500
失効	—	—	—	—	57,500
未行使残	9,900	26,000	31,000	31,000	—

	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	92,000
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	10,000
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	82,000
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	26,000	56,400	16,000	21,000	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	34,400	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	26,000	22,000	16,000	21,000	—

	平成28年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	21,000	116,000
失効	—	10,000
権利確定	21,000	—
未確定残	—	106,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	21,000	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	21,000	—

② 単価情報

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1,835
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	3,374
付与日における公正な評価単価 (円)	3,171	2,107	1,464	1,312	435

	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1,515	1	1	3,150
行使時平均株価 (円)	—	3,351	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	948	214	2,041	2,864	885

	平成28年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	3,290
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	2,843	896

4 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成28年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成28年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	37.2%	42.8%
予想残存期間 (注) 2	10年	3.4年
予想配当 (注) 3	配当利回り1.46%	配当利回り1.46%
無リスク利子率 (注) 4	△0.25%	△0.33%

(注) 1 ストック・オプション付与日から予想残存期間分遡った期間の株価実績に基づき算定しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 平成28年ストック・オプションは、平成28年3月期の配当実績により算出しております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
① 流動資産		
未払事業税否認	565百万円	166百万円
未払事業所税否認	32	38
賞与引当金否認	590	597
未払費用否認	414	557
返品調整引当金否認	862	1,693
貸倒引当金繰入超過	8	11
税額控除額	333	446
コンテンツ評価損否認	3,494	3,057
たな卸資産評価損否認	555	557
短期店舗閉鎖損失引当金否認	23	22
繰越欠損金	19	121
その他	159	47
評価性引当金	△348	△10
繰延税金負債（流動）との相殺	△149	△277
計	6,561	7,029
② 固定資産		
退職給付に係る負債	967	887
役員退職引当金否認	51	37
株式報酬費用	113	137
減価償却費超過額否認	138	210
資産除去債務	721	773
減損損失	306	331
投資有価証券評価損否認	3,843	587
貸倒引当金繰入超過	24	27
一括償却資産損金限度超過額	72	62
海外子会社における繰越欠損金等	754	702
店舗閉鎖損失引当金	39	28
税額控除額	15	11
繰越欠損金	598	1,242
その他	12	351
評価性引当金	△1,063	△1,303
繰延税金負債（固定）との相殺	△1,623	△1,514
計	4,972	2,572
繰延税金資産合計	11,534	9,602
繰延税金負債		
① 流動負債		
未払費用等原価算入分認容	138	135
その他	11	141
繰延税金資産（流動）との相殺	△149	△277
計	-	-
② 固定負債		
固定資産	2,633	1,342
企業結合に係る無形固定資産の税効果	1,075	657
その他	67	88
繰延税金資産（固定）との相殺	△1,623	△1,514
計	2,153	573
繰延税金負債合計	2,153	573
繰延税金資産の純額	9,381	9,028

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率 (調整)	33.06%	30.86%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.13	0.17
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.00	△0.22
評価性引当金	△16.61	△7.39
住民税均等割	0.37	0.32
所得拡大特別控除	△0.98	—
試験研究費税額控除	△8.40	△1.27
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.06	0.06
連結子会社との税率差異	0.67	0.11
その他	△3.10	△0.18
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.20	22.46

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。なお、国税と地方税の間で税率の組替えが発生しますが、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等及びアミューズメント施設の店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等でありま  
す。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

本社オフィス等については、使用見込期間を主に3年～15年と見積り、割引率を主に0.000%～  
2.147%を使用して資産除去債務の計算をしております。

アミューズメント施設の店舗については、使用見込期間を過去の閉鎖店舗の平均営業期間を10年と見  
積り、割引率は△0.070%～1.355%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
期首残高	962百万円	2,361百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	112	107
見積り変更による増加額	1,225	—
時の経過による調整額	7	7
資産除去債務の履行による減少額	△36	△7
その他増減額	90	—
期末残高	2,361	2,468

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

開示すべき重要な事項はありません。

当連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

開示すべき重要な事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社は、急速に変化しつつある事業環境のもと、顧客のライフスタイルにあわせて、上質なエンタテインメント・コンテンツ/サービスを多様な形態で提供することを目指しております。

このため、エンタテインメント・コンテンツ/サービスの提供形態に応じて、①家庭用ゲーム機(携帯ゲーム機を含む。)、PC、スマートフォン等に双方向のデジタルコンテンツを提供する「デジタルエンタテインメント事業」、②アミューズメント施設の運営、アミューズメント施設向けのアミューズメント機器の販売、レンタルを行う「アミューズメント事業」、③コミック単行本、ゲームガイドブック、定期刊行誌等の出版を行う「出版事業」、④二次的著作物の企画・制作・販売・ライセンス許諾等を行う「ライツ・プロパティ等事業」の4つに分類し、報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	デジタルエン タテイン メント 事業	アミューズ メント 事業	出版 事業	ライツ・プ ロパティ等 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	158,964	41,135	9,919	4,081	214,101	—	214,101
セグメント間の内部売上高又は振替高	0	0	50	466	517	△517	—
計	158,964	41,135	9,970	4,547	214,618	△517	214,101
セグメント利益	27,456	3,988	2,267	1,517	35,230	△9,212	26,018
セグメント資産	74,221	15,821	4,128	681	94,852	137,879	232,731
その他の項目							
減価償却費	3,514	2,203	89	15	5,823	494	6,317
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,221	2,810	9	18	4,060	1,812	5,872

(注) 1 (1) セグメント利益の調整額△9,212百万円には、報告セグメントに帰属しない一般管理費△9,253百万円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額137,879百万円のうち全社資産の金額は138,131百万円であります。その主なものは、余資運用資金(現金及び預金)等の資産であります。

(3) 減価償却費の調整額494百万円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,812百万円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

II 当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社は、急速に変化しつつある事業環境のもと、顧客のライフスタイルにあわせて、上質なエンタテインメント・コンテンツ/サービスを多様な形態で提供することを目指しております。

このため、エンタテインメント・コンテンツ/サービスの提供形態に応じて、①家庭用ゲーム機（携帯ゲーム機を含む。）、PC、スマートフォン等に双方向のデジタルコンテンツを提供する「デジタルエンタテインメント事業」、②アミューズメント施設の運営、アミューズメント施設向けのアミューズメント機器の販売、レンタルを行う「アミューズメント事業」、③コミック単行本、ゲームガイドブック、定期刊行誌等の出版を行う「出版事業」、④二次的著作物の企画・制作・販売・ライセンス許諾等を行う「ライツ・プロパティ等事業」の4つに分類し、報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	デジタルエン タテイン メント 事業	アミューズ メント 事業	出版 事業	ライツ・プ ロパティ等 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	199,016	42,747	9,974	5,085	256,824	—	256,824
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	10	66	1,366	1,442	△1,442	—
計	199,016	42,757	10,041	6,451	258,266	△1,442	256,824
セグメント利益	33,310	3,669	2,429	2,150	41,559	△10,264	31,295
セグメント資産	73,220	20,745	4,025	952	98,944	144,915	243,859
その他の項目							
減価償却費	2,796	2,685	87	18	5,587	683	6,270
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,479	3,669	5	37	6,192	769	6,962

(注) 1 (1) セグメント利益の調整額△10,264百万円には、報告セグメントに帰属しない一般管理費△10,297百万円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額144,915百万円のうち全社資産の金額は145,132百万円であります。その主なものは、余資運用資金(現金及び預金)等の資産であります。

(3) 減価償却費の調整額683百万円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額769百万円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

**【関連情報】**

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア等	合計
151,160	28,977	26,572	7,390	214,101

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア等	合計
12,232	827	562	126	13,748

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア等	合計
168,546	48,541	30,732	9,003	256,824

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア等	合計
12,546	1,039	576	72	14,234

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	デジタルエンタテインメント事業	アミューズメント事業	出版事業	ライツ・プロパティ等事業	全社・消去 (注)	合計
減損損失	1,734	222	—	—	4	1,961

(注) 全社・消去の金額は、電話加入権の減損損失に係る金額であります。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	デジタルエンタテインメント事業	アミューズメント事業	出版事業	ライツ・プロパティ等事業	全社・消去 (注)	合計
減損損失	775	86	—	—	0	862

(注) 全社・消去の金額は、電話加入権の減損損失に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及 びその 近親者	Philip Timo Rogers	—	—	当社取締役	(被所有) 直接 — 間接 —	—	ストック オプションの行使	17	—	—
	佐々木 通博	—	—	当社子会社 監査役	(被所有) 直接 0.00 間接 —	—	ストック オプションの行使	11	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 平成22年7月29日開催の取締役会決議及び平成22年12月24日開催の取締役会決議により、付与されたストックオプションの当連結会計年度における権利行使であります。

なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及 びその 近親者	Philip Timo Rogers	—	—	当社取締役	(被所有) 直接 — 間接 —	—	ストック オプションの行使	72	—	—
	佐々木 通博	—	—	当社子会社 監査役	(被所有) 直接 0.00 間接 —	—	ストック オプションの行使	11	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 平成23年8月5日開催の取締役会決議及び平成24年7月30日開催の取締役会決議により、付与されたストックオプションの当連結会計年度における権利行使であります。

なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額 (円)	1,376.93	1,485.56
1株当たり当期純利益金額 (円)	163.04	164.20
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	162.72	163.92

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	19,884	20,039
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当 期純利益金額 (百万円)	19,884	20,039
期中平均株式数 (千株)	121,961	122,040
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	240	214
(うち新株予約権 (千株))	(240)	(214)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めなか った潜在株式の概要	平成27年6月24日開催取締役会決議 分2015年7月新株予約権92,000株 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状 況、(2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	平成27年6月24日開催取締役会決議 分2015年7月新株予約権82,000株、 平成28年6月24日開催取締役会決議 分2016年7月新株予約権106,000株 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状 況、(2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。

(重要な後発事象)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付け

当社は、平成29年5月24日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしました。

(1) 買付け等の目的

当社は、平成28年9月上旬、当社の第二位株主（平成29年3月31日現在）である株式会社福嶋企画より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、当該株式が市場で売却された場合における当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。

(2) 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

- |             |   |
|-------------|---|
| ① 取得する株式の種類 | 普通株式  |
| ② 取得する株式の総数 | 3,300,100株（上限）<br>（発行済株式総数122,373,396株に対する割合 2.70%） |
| ③ 取得価額の総額   | 10,154,407,700円（上限）                                 |
| ④ 取得する期間    | 平成29年5月25日から平成29年7月31日まで                            |

(3) 買付け等の概要

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| ① 買付け予定数  | 3,300,000株               |
| ② 買付け等の価格 | 普通株式1株につき3,077円          |
| ③ 買付け等の期間 | 平成29年5月25日から平成29年6月21日まで |
| ④ 決済の開始日  | 平成29年7月13日               |

(4) 買付け等の結果

- |            |                |
|------------|----------------|
| ① 応募株式数の総数 | 3,003,530株     |
| ② 買付け株式の総数 | 3,003,530株     |
| ③ 取得価額の総額  | 9,241,861,810円 |

## ⑤【連結附属明細表】

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	9,722	8,437	0.8	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	15	21	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	27	46	—	平成30年4月～ 平成33年8月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	9,765	8,504	—	—

(注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、リース債務に利息相当額を含めて計上しているため、記載を省略しております。

3 リース債務のうち1年以内に返済予定のリース債務は流動負債のその他に、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）は固定負債のその他に含めて計上しております。

4 リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	16	14	12	3

## 【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	51,193	106,347	190,084	256,824
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	6,420	8,265	21,896	25,846
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(百万円)	5,336	5,495	17,055	20,039
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	43.74	45.04	139.76	164.20

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	43.74	1.30	94.71	24.46

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	26,715	31,873
営業未収入金	※1 971	※1 1,538
繰延税金資産	4	150
その他	※1 5,263	※1 5,404
流動資産合計	32,955	38,966
固定資産		
有形固定資産		
建物	350	301
工具、器具及び備品	29	21
有形固定資産合計	380	322
無形固定資産		
その他	2	3
無形固定資産合計	2	3
投資その他の資産		
投資有価証券	711	741
関係会社株式	78,302	78,095
関係会社長期貸付金	6,857	4,202
繰延税金資産	6,145	3,417
差入保証金	1,803	1,871
その他	※1 11	0
貸倒引当金	△4,857	△4,202
投資その他の資産合計	88,974	84,126
固定資産合計	89,357	84,452
資産合計	122,312	123,418

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	※1 227	※1 256
未払法人税等	1,675	42
賞与引当金	14	27
その他	※1 649	※1 632
流動負債合計	2,568	958
固定負債		
長期預り金	※1 1,693	※1 1,761
退職給付引当金	126	116
役員退職慰労引当金	88	88
資産除去債務	107	107
固定負債合計	2,016	2,073
負債合計	4,584	3,032
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	23,753	23,828
資本剰余金		
資本準備金	52,988	53,063
その他資本剰余金	4	4
資本剰余金合計	52,993	53,067
利益剰余金		
利益準備金	885	885
その他利益剰余金		
別途積立金	9,522	9,522
繰越利益剰余金	30,750	33,166
利益剰余金合計	41,157	43,573
自己株式	△888	△897
株主資本合計	117,015	119,572
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	337	360
評価・換算差額等合計	337	360
新株予約権	374	453
純資産合計	117,728	120,386
負債純資産合計	122,312	123,418

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益	※1 2,044	※1 11,394
営業費用	※1, ※2 1,453	※1, ※2 1,580
営業利益	591	9,814
営業外収益		
受取利息	※1 88	※1 61
受取配当金	9	9
受取賃貸料	※1 168	※1 166
連結納税未払金免除益	—	111
雑収入	33	35
営業外収益合計	299	383
営業外費用		
支払手数料	14	6
連結納税未収入金放棄損	—	2,350
為替差損	103	68
雑損失	1	1
営業外費用合計	119	2,427
経常利益	770	7,770
特別利益		
固定資産売却益	9	—
投資有価証券売却益	0	—
子会社清算益	—	395
新株予約権戻入益	19	19
特別利益合計	29	414
特別損失		
関係会社株式評価損	1,702	—
特別損失合計	1,702	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△902	8,184
法人税、住民税及び事業税	△2,114	△2,659
法人税等調整額	△3,481	2,572
法人税等合計	△5,596	△87
当期純利益	4,693	8,271

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	23,680	52,915	4	52,920	885	29,522	9,714	40,121	△876	115,846
当期変動額										
新株の発行	72	72		72						145
別途積立金の取崩						△20,000	20,000	—		—
剰余金の配当							△3,658	△3,658		△3,658
当期純利益							4,693	4,693		4,693
自己株式の取得									△11	△11
自己株式の処分			0	0					0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	72	72	0	72	—	△20,000	21,035	1,035	△11	1,169
当期末残高	23,753	52,988	4	52,993	885	9,522	30,750	41,157	△888	117,015

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	616	616	327	116,790
当期変動額				
新株の発行				145
別途積立金の取崩				—
剰余金の配当				△3,658
当期純利益				4,693
自己株式の取得				△11
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△279	△279	47	△231
当期変動額合計	△279	△279	47	937
当期末残高	337	337	374	117,728

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	23,753	52,988	4	52,993	885	9,522	30,750	41,157	△888	117,015
当期変動額										
新株の発行	74	74		74						149
剰余金の配当							△5,855	△5,855		△5,855
当期純利益							8,271	8,271		8,271
自己株式の取得									△8	△8
自己株式の処分			0	0					0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	74	74	0	74	—	—	2,415	2,415	△8	2,556
当期末残高	23,828	53,063	4	53,067	885	9,522	33,166	43,573	△897	119,572

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	337	337	374	117,728
当期変動額				
新株の発行				149
剰余金の配当				△5,855
当期純利益				8,271
自己株式の取得				△8
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	22	22	78	101
当期変動額合計	22	22	78	2,658
当期末残高	360	360	453	120,386

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式：移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。）

時価のないもの：移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	16～23年
建物附属設備	8～18年
工具、器具及び備品	5～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ソフトウェア	5年
--------	----

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

- ・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

###### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による按分額を費用処理しております。

##### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

##### (3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期金銭債権	6,020百万円	4,250百万円
長期金銭債権	10	—
短期金銭債務	71	52
長期金銭債務	1,693	1,761

2 債務保証

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<p>当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD. のARVATO ENTERTAINMENT EUROPE GmbHに対する金銭債務につき、4百万ユーロを上限とする根保証を行っております。なお、平成28年3月末現在発生している債務は10百万円(0百万英ポンド)であります。</p> <p>当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD. の株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入につき、60百万英ポンドを上限とする根保証を行っております。なお、平成28年3月末現在発生している債務は9,722百万円(60百万英ポンド)であります。</p> <p>当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD. 等のSONY COMPUTER ENTERTAINMENT EUROPE LTD. 他1社に対する一切の債務につき、根保証を行っております。なお、平成28年3月末現在発生している債務は137百万円(1百万ユーロ)であります。</p> <p>当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LLCのDEEP SILVER, INC. に対する金銭債務につき、20百万米ドルを上限とする根保証を行っております。なお、平成28年3月末現在発生している債務は291百万円(2百万米ドル)であります。</p> <p>当社は、連結子会社である株式会社タイトーの株式会社三菱東京UFJ銀行との電子手形取引に係る一切の債務につき、7,500百万円を上限とする根保証を行っております。なお、平成28年3月末現在発生している債務は、2,415百万円であります。</p>	<p>当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD. のARVATO ENTERTAINMENT EUROPE GmbHに対する金銭債務につき、4百万ユーロを上限とする根保証を行っております。なお、平成29年3月末現在発生している債務は14百万円(0百万英ポンド)であります。</p> <p>当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD. の株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入につき、60百万英ポンドを上限とする根保証を行っております。なお、平成29年3月末現在発生している債務は8,437百万円(60百万英ポンド)であります。</p> <p>当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD. 等のSONY INTERACTIVE ENTERTAINMENT EUROPE LTD. 他1社に対する一切の債務につき、根保証を行っております。なお、平成29年3月末現在発生している債務は45百万円(0百万ユーロ)であります。</p> <p>当社は、連結子会社である株式会社タイトーの株式会社三菱東京UFJ銀行との電子手形取引に係る一切の債務につき、5,000百万円を上限とする根保証を行っております。なお、平成29年3月末現在発生している債務は、2,995百万円であります。</p>

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	2,044百万円	11,394百万円
営業費用	22	26
営業取引以外の取引による取引高	262	238

※2 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
役員報酬	305百万円	329百万円
給料及び手当	264	247
賞与引当金繰入額	40	44
退職給付費用	9	12
株式報酬費用	90	128
租税公課	15	71
賃借料	144	139
支払手数料	387	348
減価償却費	55	60

(有価証券関係)

前事業年度(平成28年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 78,302百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成29年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 78,095百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
① 流動資産		
未払事業税否認	－百万円	12百万円
未払事業所税否認	－	0
賞与引当金否認	4	3
繰越欠損金	－	121
その他	4	11
繰延税金負債（流動）との相殺	△5	－
計	4	150
② 固定資産		
退職給付引当金超過額否認	38	35
役員退職慰労引当金否認	31	31
株式報酬費用	111	137
繰越欠損金	512	1,149
資産除去債務	32	33
投資有価証券評価損否認	5,395	942
貸倒引当金繰入超過	1,642	1,286
新設分割による資産承継	2,493	2,493
評価性引当金	△4,023	△2,600
繰延税金負債（固定）との相殺	△89	△93
計	6,145	3,417
繰延税金資産合計	6,149	3,567
繰延税金負債		
① 流動負債		
未収事業税	5百万円	－百万円
繰延税金資産（流動）との相殺	△5	－
計	－	－
② 固定負債		
固定資産	23	16
その他有価証券評価差額金	66	76
繰延税金資産（固定）との相殺	△89	△93
繰延税金負債合計	－	－
繰延税金資産の純額	6,149	3,567

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.06%	30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.17	0.04
税制適格ストックオプション	△0.29	0.04
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.07	△22.59
外国子会社からの受取配当等の益金不算入額	0.24	△0.67
評価性引当金	599.30	△17.52
住民税均等割	△0.13	0.01
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△22.36	0.55
寄附金の損金不算入額	－	8.86
外国子会社からの配当等の源泉税等	△0.08	－
法人税、住民税、事業税の欠損金等による差異	13.91	△1.13
その他	△3.31	0.48
税効果会計適用後の法人税等の負担率	620.24	△1.07

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。なお、国税と地方税の間で税率の組替えが発生しますが、当事業年度において、財務諸表に与える影響は軽微であります。

（企業結合等関係）

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

自己株式の取得及び自己株式の公開買付け

当社は、平成29年5月24日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしました。

（1）買付け等の目的

当社は、平成28年9月上旬、当社の第二位株主（平成29年3月31日現在）である株式会社福嶋企画より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、当該株式が市場で売却された場合における当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。

（2）自己株式の取得に関する取締役会決議内容

- |             |   |
|-------------|---|
| ① 取得する株式の種類 | 普通株式  |
| ② 取得する株式の総数 | 3,300,100株（上限）<br>（発行済株式総数122,373,396株に対する割合 2.70%） |
| ③ 取得価額の総額   | 10,154,407,700円（上限）                                 |
| ④ 取得する期間    | 平成29年5月25日から平成29年7月31日まで                            |

（3）買付け等の概要

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| ① 買付け予定数  | 3,300,000株               |
| ② 買付け等の価格 | 普通株式1株につき3,077円          |
| ③ 買付け等の期間 | 平成29年5月25日から平成29年6月21日まで |
| ④ 決済の開始日  | 平成29年7月13日               |

（4）買付け等の結果

- |            |                |
|------------|----------------|
| ① 応募株式数の総数 | 3,003,530株     |
| ② 買付け株式の総数 | 3,003,530株     |
| ③ 取得価額の総額  | 9,241,861,810円 |

## ④【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の 種 類	当期首 残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固 定資産	建物	350	—	—	49	301	210
	工具、器具及び備品	29	1	—	10	21	88
	計	380	1	—	59	322	299
無形固 定資産	その他	2	1	—	0	3	1
	計	2	1	—	0	3	1

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	4,857	—	655	4,202
賞与引当金	14	27	14	27
役員退職慰労引当金	88	—	—	88

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座)
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた時は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL： <a href="http://www.pronexus.co.jp/koukoku/9684/9684.html">http://www.pronexus.co.jp/koukoku/9684/9684.html</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### 1 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第36期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成28年6月27日関東財務局長に提出。

#### 2 内部統制報告書

事業年度（第36期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成28年6月27日関東財務局長に提出。

#### 3 四半期報告書及び確認書

第37期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月10日関東財務局長に提出。

第37期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月14日関東財務局長に提出。

第37期第3四半期（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）平成29年2月10日関東財務局長に提出。

#### 4 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成28年6月28日関東財務局長に提出。

#### 5 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成29年5月1日 至 平成29年5月31日）平成29年6月9日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月 26 日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴 田 憲 一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金 野 広 義 ㊞  
業務執行社員

## <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## ＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月 26 日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴 田 憲 一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金 野 広 義 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月26日
【会社名】	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
【英訳名】	SQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松田 洋祐
【最高財務責任者の役職氏名】	最高財務責任者 渡邊 一治
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長松田洋祐及び最高財務責任者渡邊一治は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社である株式会社スクウェア・エニックス、株式会社タイトー、SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.、及び、SQUARE ENIX LTD. を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、その他の連結子会社20社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月26日
【会社名】	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
【英訳名】	SQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松田 洋祐
【最高財務責任者の役職氏名】	最高財務責任者 渡邊 一治
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

**1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】**

当社代表取締役社長松田洋祐及び当社最高財務責任者渡邊一治は、当社の第37期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

**2 【特記事項】**

特記すべき事項はありません。